

第六十二回帝國議會 請願委員會議錄(速記)第三回

(四八)

會議

昭和七年六月十日(金曜日)午後一時四十六

分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 胎中楠右衛門君

理事岡田伊太郎君

理事久山 知之君

理事岸 衛君

助川啓四郎君

柳田宗一郎君

坪山 德彌君

山本 市英君

平井信四郎君

中田 正輔君

増田 金作君

村松 久義君

佐藤洋之助君

金城 紀光君

武知 勇記君

依光 好秋君

田中 喜代松君

畠七右衛門君

六月六日委員原吉郎君辭任ニ付其ノ補闕ト

シテ同月七日村松久義君當選シ、同月九日

加藤

金井 正夫君 同 三善 信房君
同 谷原 公君 同 井上 知治君
同 蔭山 武夫君 同 松實喜代太君
同 崎山 武夫君 同 大野 伴睦君
同 谷原 公君 同 井上 知治君
同 蔭山 正吉君 同 中野種一郎君

三 御尊影取扱取締法制定ニ關スル件
(第三〇六號)

委員永田良吉君辭任ニ付同月十日田尻藤四郎君當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ

拓務大臣 永井柳太郎君

出席政府委員左ノ如シ

外務省亞細亞局長 谷 正之君

內務參與官 勝田 永吉君

北海道廳長官 佐上 信一君

司法省民事局長 長島 敏君

農林省山林局長 長瀬 貞一君

遞信政務次官 志賀和多利君

鐵道政務次官 名川 健一君

鐵道參與官 板谷 順助君

鐵道省監督局長 喜安健次郎君

鐵道省建設局長 池田 嘉六君

拓務政務次官 堤 康次郎君

五 萬世一系ノ皇統御太元茲肇國ノ紀元

六 地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件(第三〇七號)

三 准教員ニ對シ恩給支給ニ關スル件
(第三三二號)

二 元屯田兵一時恩給ニ關スル件(第二九七號)

一 恩給法中一部改正ノ件(第五〇八號)

内閣所管

- 本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ
- 一 恩給法中一部改正ノ件(第五〇八號)
- 二 元屯田兵一時恩給ニ關スル件(第二九七號)
- 三 准教員ニ對シ恩給支給ニ關スル件
(第三三二號)
- 四 地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件(第三〇七號)
- 五 萬世一系ノ皇統御太元茲肇國ノ紀元
- 六 地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件(第三〇七號)
- 七 鶴泊港及本泊港修築ニ關スル件(第二九六號)
- 八 辨邊村ニ漁港築設ノ件(第三四五號)
- 九 壽都漁港修築ノ件(第三四七號)
- 一〇 岩内港修築ノ件(第四〇五號)
- 一一 年萌漁港修築ノ件(第四五一號)
- 一二 肝屬川治水工事急施ノ件(第五五六號)
- 一三 江差岩内間准地方費道路一部開鑿
ニ關スル件(第四〇七號)
- 一四 金杉ヨリ芝浦ニ至ル架道擴張ニ關
スル件(第四二七號)
- 一五 鹿兒島縣ニ國立癩療養所設置ノ件
(第三三六號)
- 一六 土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關ス
ル件(第五三四號)
- 一七 旭川市近文舊土人保護地ヲ現住舊
土人ニ無償付與ノ件(第五三五號)
- 一 鶴戸神社昇格ニ關スル件(第三三九
九七號)
- 二 選舉法改正ニ關スル件(第四一八號)
- 三 御尊影取扱取締法制定ニ關スル件
(第三〇六號)
- 四 二十五歳未滿飲酒禁止法制定反對ノ
件(第三三四號)
- 五 省令ニ依ル理髮營業取締規則發布促
進ニ關スル件(第四一一號)
- 六 稚内港修築ノ件(二九五號)

一八 知識階級失業者最低度生活保障ノ件(第四一六號)	大藏省所管
一 營業收益稅法中一部改正ニ關スル件(第三〇八號)	農林省所管
二 酒造稅引下ニ關スル件(第三四二一號)	財政省所管
三 粗製樟腦及樟腦油ニ對スル補償金增加ノ件(第三三七號)	財政省所管
四 自動車部分品及自動車内燃機關ニ對スル關稅引上反對ノ件(第三四九號)	財政省所管
五 乳製品關稅定率引上ニ關スル件(第四一二號、第四一三號)	財政省所管
六 舊安塚稅務署復活ノ件(第四一四號)	財政省所管
七 香川縣ニ國立製鹽試驗場設置ノ件(第三〇九號)	農林省所管
八 葉煙草ノ賠償價格ニ關スル件(第三三號)	農林省所管
九 葉煙草賠償價格引下防止ニ關スル件(第五〇一號)	農林省所管
一 糖業補助ニ關スル件(第三四一號)	農林省所管
二 地方中小農工商救濟ノ件(第五〇四號)	農林省所管
三 山村住民並林木生產者救濟ニ關スル件(第四一〇號、第五五〇號)	農林省所管
四 森林組合融通資金年賦償還期間延長ノ件(第五五二號)	農林省所管
五 酒匂村地先專用漁業免許ノ件(第四一五號)	農林省所管
六 北見國ニ國有種馬所設置ノ件(第五一二號)	農林省所管
七 喜入村大字前之濱ニ三等郵便局設置ノ件(第二九四號)	農林省所管
八 女良村ニ三等郵便局設置ノ件(第四〇四號)	農林省所管
九 東脊振村ニ三等郵便局設置ノ件(第五一一號)	農林省所管
一〇 郡里村字切久保ニ無集配郵便局設置ノ件(第二九二號)	農林省所管
一一 與北村ニ無集配郵便局設置ノ件(第五〇二號)	農林省所管
一二 川島區裁判所事務復活ノ件(第四一二號)	司法省所管
一三 六日町區裁判所事務復活ノ件(第五五三號)	司法省所管
一四 下大野郵便局ニ電信並集配事務開始ノ件(第三〇五號)	郵政省所管
一五 荘內郵便局ニ集配事務開始ノ件(第五五三號)	郵政省所管
一六 穴水飯田間鐵道敷設ノ件(第五〇三號)	鐵道省所管
一七 大川線速成ノ件(第五〇七號)	鐵道省所管
一八 志布志古江間鐵道速成並延長ニ關スル件(第五五五號)	鐵道省所管
一九 立町信號所ヲ簡易停車場ニ變更ノ件(第五五四號)	鐵道省所管
二〇 石打村大澤ニ簡易停車場設置ノ件(第五三一號)	鐵道省所管
二一 上松停車場ニ跨線橋設置ノ件(第五三〇號)	鐵道省所管
二二 下條郵便局ニ集配事務開始ノ件(第五〇六號)	鐵道省所管
二三 石井郵便局ニ集配事務開始ノ件(第五〇九號)	鐵道省所管
二四 出產貯金法制定ニ關スル件(第四一七號)	鐵道省所管
二五 札幌市苗穂、苦小牧町沼ノ端間及沼ノ端、邊富内間ヲ國有鐵道ニ編入ノ件(第三四六號)	鐵道省所管
二六 木炭ノ鐵道運賃輕減ニ關スル件(第五〇二號)	鐵道省所管
二七 貴生川加茂間鐵道速成ノ件(第七八五〇二號)	鐵道省所管
二八 辨邊村定山溪間鐵道敷設ノ件(第三四三號)	鐵道省所管
二九 國分大泊間鐵道敷設ノ件(第三三八四號)	鐵道省所管
三〇 穴水飯田間鐵道敷設ノ件(第五〇三號)	鐵道省所管
三一 大川線速成ノ件(第五〇七號)	鐵道省所管
三二 志布志古江間鐵道速成並延長ニ關スル件(第五五五號)	鐵道省所管
三三 立町信號所ヲ簡易停車場ニ變更ノ件(第五五四號)	鐵道省所管
三四 石打村大澤ニ簡易停車場設置ノ件(第五三一號)	鐵道省所管
三五 上松停車場ニ跨線橋設置ノ件(第五三〇號)	鐵道省所管
三六 下條郵便局ニ集配事務開始ノ件(第五〇六號)	鐵道省所管
三七 石井郵便局ニ集配事務開始ノ件(第五〇九號)	鐵道省所管

一三 倉敷茶屋町間ニ省營自動車運輸開

始ノ件(第四一八號)

拓務省所管

一 臺灣議會設置ノ件(第二三八號)

○胎中委員長 開會致シマス、恩給法中一部改正ノ件、磯部清吉君

○岡田(伊)委員 本件ハ磯部君ノ紹介デアリマスガ、屢々審議採擇ノモノデアリマス、政府委員ノ意向モ聽キタイノデアリマスガ、採擇ニハ異議アリマセヌ、採擇ヲ望ミマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ、〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 元屯田兵一時恩給ニ關スル件、第二百九十七號——岡田伊太郎君

○岡田(伊)委員 是ハ他ニ紹介議員ガアルテ、紹介ヲスル旨ニナツテ居リマスガ、本件

モ數回審議採擇ノモノデアリマス、此場合直チニ採擇ニ決セラレタイ

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ、〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○胎中委員長 採擇ト決シマシタ

○胎中委員長 准教員ニ對シ 恩給支給ニ關スル件、第三百二十一號、坪山德彌君

○坪山委員 紹介議員トシテ私ハ簡単ニ趣

旨ヲ申述ベマス、請願ノ趣旨ハ此印刷ニモ明ニナッテ居リマス、殊ニ本請願ハ本請願委員會ニ於テ毎年採擇ニナッテ居ルノデアリマスカラ、ドウカ此際御採擇ヲ望ム次第デアリマス

○林委員 採擇ニ賛成ニ付テノ意見ヲ簡單ニ申上ゲタイ、本案ハ屢々採擇ニナッタ問題デアリマス、一向其儘ニナッテ進ンデ居ラヌ

○胎中委員長 速ニ實行セラレンコトヲ望ムト附加ヘテ採擇ニ御異議アリマセヌカ

○胎中委員長 採擇ニ贊成サレンコトヲ希望致シマス

○胎中委員長 采擇ニ贊成サレンコトヲ希望致シマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ萬世一系ノ皇統御太元並肇國ノ紀元ニ關スル件、横山金太郎君外一名、文書表第五百五十七號——荒川君

○荒川五郎君 簡單ニ御紹介申上ゲマス、我國ノ國齡ト云ヒマスカ、國ノ齡ヲ神武紀元ニ定メテ居リマスケレドモ、ソレデハ當ヲ得ナイノデアリマス、神武天皇ハ九州ヲ御平定ナサツタ御偉業ハ大ナルモノデアリ

○胎中委員長 地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件、第三百七號——山下君

殆ド聞イテ居ナイノデアル、左様ナ點カラ見テモ斯ウ云フ方面ヲ放置シテ居ルト云フス、速ニ此請願ハ實行サレル意味ニ於テ、コトハ重大ナル國ノ手落デアルト思ヒマス、此請願ハ實行サレル國ノ手落デアルト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ萬世一系ノ皇統御太元並肇國ノ紀元ニ關スル件、横山金太郎君外一名、文書表第五百五十七號——荒川君

○荒川五郎君 簡單ニ御紹介申上ゲマス、我國ノ國齡ト云ヒマスカ、國ノ齡ヲ神武紀元ニ定メテ居リマスケレドモ、ソレデハ當ヲ得ナイノデアリマス、神武天皇ハ九州ヲ御平定ナサツタ御偉業ハ大ナルモノデアリ

○胎中委員長 地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件、第三百七號——山下君

研究シテ居ル者デアリマス、幸ニ御採擇ヲ
願ヒマス

○岡田(伊)委員 本件ハ餘程取扱モ慎重ニ
致サナケレバナラヌカラ、政府ノ意見ヲ微
スルガ宜イト思フ

○胎中委員長 政府委員ガ見エテ居リマセ
ヌカラ、後ニ廻シマスカ

○岡田(伊)委員 是ハ荒川紹介議員ニ御相
談致シタイト思ヒマスガ、以前ニ寶位算算ニ
關スル件ト云フ稍似タ案件ガアリマシタ、
ソレハ矢張事重大デ、政府ニ参考トシテ、
重ク考ヘラレテ調査ヲシテ貴フト云フ意味
ニ於テ、参考送付ニシマシタ、是ハ矢張
單ナル参考送付デナク重イ意味ノ参考送付
ニ致シタイ

○荒川五郎君 此問題ハ重大デアルト同時
ニ紹介致ス私モ確信ハナイノデゴザイマ
ス、鄭重ニ御扱ヒ下サッテ政府ニ注意ヲ願フ
トアレバ参考送付トセラレテ御研究ニナッ
テモ差支アリマセヌ

○胎中委員長 參考資料トシテ政府ニ送ル
ト云フ議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 左様ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ璋春事變被害者救濟ニ
擇ニ決シマシタ

關スル件デアリマスガ是ハ政府委員ガ見エ
マセヌカラ、政府委員ガ見エテカラニシテ
後ニ延バストニ致シマス

○永田良吉君 本請願ハ度々請願ヲ致シテ
採擇ニナッテ居ルノデアリマスガ、未ダ内務
省ノ方カラ餘リ手ヲ著ケテ戴カヌヤウデア
リマス、甚ダ遺憾ニ堪ヘナイト思フテ居リマ
ス、此神社ハ皇祖鶴茅葺不合尊ヲ祀フテアル
神社デアリマシテ、元吾平山陵ニアツタノヲ
宮内省ノ命ニ依リ下ノ方ニ移轉スル議ガ出
マシテ、下ノ方ノ始良村ニ移轉サレテ居リ
マス、他ノ神社ハ官幣大社或ハ國幣中社ニ
昇格セラレテアルノニ、此神社ノミガ唯一
村ノ郷社トシテ祀フテアルノハ甚ダ遺憾ニ
堪ヘナインデアリマス、ソレデ此意味カラ
ルヤウ請願致ス次第アリマス

○岡田(伊)委員 審査ノ上採擇セラレタ歴
史ヲ持シテ居リマスカラ、採擇致シテ宜イト
思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 御異議ナイト認メマス、採
擇ニ決シマシタ

○胎中委員長 次ニハ選舉法改正ニ關スル
件、第四百十八號——田尻生五君

目的トシテ色々方法ヲ講ジタイト申シテ居
ルノデアリマス、請願者ハ從來政黨派ニ
殆ド無關係デアリマシテ、全クノ素人デアリ
マス、其内容ニ付テハ不徹底ナ、未熟ナ點
モアルト思ヒマスガ、趣旨トシテハ恐ラク
モ人モ御異論ハナイト思ヒマス、何卒御審
議ノ上御採擇アランコトヲ希望致シマス

○岡田(伊)委員 本件ハ請願者モ單純ニ一
個デ請願シテ居ラレル、併ナガラ國民ノ聲
ハ此點ニ大ニ在ルト思ヒマスカラ、政府當
局ノ意見ヲ求メルマデモナク採擇致シタイ
ト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ御尊影取扱取締法制
定ニ關スル件 第三百六號——山下谷次君

○胎中委員長 取締法ヲ制定シテ貴ヒタイト云
フノデアリマスルガ、新聞、雑誌等ニ御
尊影ガ掲ゲテアルモノニ付テ、其取扱方ガ甚
ダ恐懼ノ至リニ堪ヘナイヤウナ場合ガ多イ
ノデアリマス、是等ニ付キマシテ嚴肅ナル

イマスカラドウカ御採擇ノ程ヲ御願致シ
マス

○岡田(伊)委員 本件モ毎期殆ド請願セラ
レテ、採擇ニナッテ居ルノデアリマス、政府
當路モ餘程此方法ニ付テ考究中ト云フコト
デアリマスルガ、矢張採擇ヲナシテ、適當
ニ速ニ好方法ヲ講ゼラルルト云フコトニシ
テ採擇ヲ致シタイト思ヒマス

○胎中委員長 速ニ其方法ヲ立ツベシト云
フコトヲ附記シテ採擇ニ御異議アリマセヌ
○胎中委員長 遂ニ其方法ヲ立ツベシト云
フコトヲ附記シテ採擇ニ御異議アリマセヌ
○胎中委員長 速ニ其方法ヲ立ツベシト云
フコトヲ附記シテ採擇ニ御異議アリマセヌ
○胎中委員長 ソレデハ左様ニ決シマス
○胎中委員長 助君
○胎中委員長 次ハ二十五歳未滿飲酒禁止
法制定反對ノ件第三百三十四號——岩本武
助君

○岡田(伊)委員 本案ハ所謂二十五歳未滿
ノ禁酒法制定ニ對スル反對デアリマシテ案
即チ從來申シテ居リマス所ノ禁酒法ヲ出シ
テ參リマスルト云フト、本委員會ハ之ヲ否
決シテ居リマス、ソレノ反對デアリマスカ
ラ採擇スル外ナイト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 御異議ナイト認メマス、採
擇ニ決シマシタ

○胎中委員長 ソレデハ採擇ニ決シマシタ

○胎中委員長 次ハ省令ニ依ル理髮營業取締規則發布促進ニ關スル件、第四百十一號——武知勇記君	○武知委員 本請願ノ要旨ハ文書表ニ大體認メテアリマスカラ、説明ハ省略致シマスガ、何卒慎重御審議ノ上採擇アランコトヲ願ヒマス	○岡田(伊)委員 斯ルコトハ必要デアラウト思ヒマスルガ、是ハ色々他ニ類例ノアル内務省ノ取締令ニ依ルコトデアラウト思フノデアリマスカラ、當局ノ意見ヲ徵サヌト云フト一寸決メ兼不ルト思ヒマス、後廻シニシテ置イテ當局ノ意見ヲ聽イテハ如何デスカ	マスル所ノ要港ノ一ツデアリマシテ、修築ノ件ト申シテ居リマスルガ、是ヨリ漸次擴太、北海道ノ交通ノ統制ノ上カラ申シマシテモ、是非必要ナコトデアルカラ無論採擇ヲ願ハナケレバナラヌガ、北海道長官、政府委員ガ居ラレルノデアルカラ、此場合御意見ヲ徵スル方ガ宜イト思フノデアリマス
○岡田(伊)委員 斯ルコトハ必要デアラウト思ヒマスルガ、是ハ色々他ニ類例ノアル内務省ノ取締令ニ依ルコトデアラウト思フノデアリマスカラ、當局ノ意見ヲ徵サヌト云フト一寸決メ兼不ルト思ヒマス、後廻シニシテ置イテ當局ノ意見ヲ聽イテハ如何デスカ	○佐上政府委員 北海道ノ開發ヲ圖リマス	○佐上政府委員 北海道ノ稚内港ノ修築ハ此請願ニ書イテアリマス通り、我國ノ北方開發及國防設備ノ關係カラシテ極メテ必要ノコト、思フノデアリマス、唯拓殖計畫ノ財政關係モアルコトデアリマスカラ、即時施工ヲスルコトハ困難デアリマスルガ、將來財政ト一般道内ノ港灣政策ト兩立スル範圍内ニ於テ成ベク速ニ是ガ改修ニ付テノ計畫ヲ立テタクト云フ考デアリマス	大シテ行ク所ノ港灣修築デアリマス、無論採擇ヲ得テ居ルノデアリマスガ、今回ハ本泊港ト云フモノヲ附加セラレテ居リマスカラ、此場合政府委員ノ太、北海道ノ交通ノ統制ノ上カラ申シマシテモ、是非必要ナコトデアルカラ無論採擇ヲ願ハナケレバナラヌガ、北海道長官、政
○武知委員 私モ政府委員ガ出テ居リマシタラ聽キタイト思フノデスガ、政府デハ美容師法案ト云フモノヲ大體作成シテ居ルヤウニ聞イテ居ルノデ、今ニモ出シテ吳レルカト樂ンデ居ルノデスガ、マダ出シテ吳レナイ、大體政府ノ意嚮ヲ尋不タ上、御決定ヲ願フコトニシタイト思ヒマス	○岡田(伊)委員 政府委員モ御同意デアルカラ直チニ採擇ヲ願ヒマス	○岡田(伊)委員 政府委員モ御同意デアルカラ直チニ採擇ヲ願ヒマス	府委員ガ居ラレルノデアルカラ、此場合御意見ヲ徵スル方ガ宜イト思フノデアリマス
○胎中委員長 政府委員ノ出席マデ延期スルコトニ致シマス	○胎中委員長 左様ニ決シマス	○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ	府委員ガ居ラレルノデアルカラ、此場合御意見ヲ徵スル方ガ宜イト思フノデアリマス
○胎中委員長 次ハ稚内港修築ノ件、第二百九十五號——東武君	○胎中委員長 次ハ鴨泊港及本泊港修築ニ關スル件、第二百九十六號——東武君	○胎中委員長 次ハ辨邊村ニ漁港築設ノ件、第三百四十五號——林路一君	○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
○岡田(伊)委員 本件ハ北海道ノ北ニアリ	○岡田(伊)委員 本件ハ北海道ノ北ニアリ	○岡田(伊)委員 紹介議員ガ居ラレナイヤウデアリマスガ、本件モ屢々請願セラレテ審議採擇シタモノデアリマス、政府委員ニモマス、説明ヲ求メズシテ直チニ採擇シタイ	○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
第三類第一號 請願委員會議錄 第三回 昭和七年六月十日	第三類第一號 請願委員會議錄 第三回 昭和七年六月十日	第三類第一號 請願委員會議錄 第三回 昭和七年六月十日	○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

ノ重要性ニ鑑ミテ、或ハ國費ヲ以テ、或ハ地元ニ國費ノ補助ヲ與ヘテ此修築ヲ爲シテ居ル次第デアリマス、北海道第二期拓殖計畫ニ於テハ大體是等ノ港灣ノ決定ガ濟ンデ居ル次第デアリマスガ、併ナガラ將來此計畫ニ改訂ヲ加ヘルヤウナ時機ガアリマシタナラバ、此籌都ノ如キモ十分ニ考慮ニ入レル必要ガアルト考ヘテ居リマス

○岡田(伊)委員 採擇ニ御異議アリマセヌカ
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ニ決シマス
○胎中委員長 次ハ岩内港修築ノ件、第四百五號丸山浪彌君
○丸山浪彌君 岩内港ハ北海道ニ於ケル漁港トシマシテハ殆ド水產加工ノ生產額ニ於テ隨一ノ漁港デアリマス、今ヤ將ニ工事ハ完成セントシツ、アル時デアリマスガ、御手許ノ請願書ノ理由ノ中、最モ恐ルベキ凌濶工事ト云フ中ニ、本年ノ三月十六日ニハ盛祥丸三千九百九十六噸ノ船ガ坐礁シテ居ルノデアリマス、斯様ナ目前ニ一大危險ヲ伴テ居ルノデアリマスガ、是等ノ浚渫工事其他、突堤ノ擴張、埋立増加、臨港道路ノ築設、護岸ノ整理、砂防堤ノ完備等、此港灣ノ完成ニ絕對必要ナル工事デアリマス、

急速ニ之ヲ國家ノ力ニ依テ着手シテ戴キタイト云フ要望デアリマス
○岡田(伊)委員 本件モ政府委員ハ既ニ實地ノ御調査モアツタ筈デアルト思テ居リマス、無論此請願ノ趣旨ニハ御同意ヲ拂ハレテ居ルモノデアルト思ヒマスガ、此場合特ニ御意向ガ加ハラナケレバ直ニ採擇シタイト思ヒマス、採擇願ヒマス
○胎中委員長 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ニ決シマス
○胎中委員長 次ハ年萌漁港修築ノ件、第四百五十一號——小池仁郎君
○岡田(伊)委員 紹介議員ガ居ラレヌヤウデアリマスガ、是ハ千島ノ地方デアリマスルガ、餘り出タコトノナイ請願デアリマスガ、政府當局ノ御意向ヲ伺ヒタイガ、ソレ等ニ付キマシテハ何カ目下御計畫ハレテ、千島課ナルモノデモ設ケテ、漁港デアルトカ、河川デアルトカ、其他千島經營ノ漁業方面ニ對シテ特別ノ扱シテ見タイト云フ考慮ガアルト云フコトデアリマス

○佐上政府委員 只今ノ年萌港ハ千島擇捉ノ太平洋沿岸ニ面シテ居ル千島唯一ノ不凍港デアリマス、前面ハ御承知ノ通り一帶ニ世界有數ノ漁田デアリマシテ、漁族ノ豊富ナルコトハ殆ド他ニ比フ見ナイト云フヤウナ處デアリマス、近時遠洋漁業ノ發展ト沿ウナ次第デアリマス、水產方面、森林方面或ハ牧畜方面、其他色々ノ方面ニ瓦リマシテ調査ヲ進メテ居ル次第デアリマス、此調

テ、將來ノ漁港トシテハ十分ニ是等ノ點モ考慮シナケレバナラヌト思フノデアリマスガ、御承知ノ通り第二期拓殖計畫ノ中ニハ千島ニ於ケル施設ハ包含シテ居ナイ建前ニス、千島開發問題ト關聯シマシテ別ニ考慮致シタイト考ヘテ居リマス

○岡田(伊)委員 此場合當局ニ一應御尋致シタインノデスガ、千島開發ノ近時最モ重要な視セラル、コトハ洵ニ結構ナコトデアリマス、北海道廳ハ特ニ此千島ニ考慮ヲ重ク拂シテ、ソレドヽ専門ノ見地ヨリ千島ノ研究ヲシテ居ルヤウナ次第デアリマス

○岡田(伊)委員 只今ノ御答辯ニ依リマシテ千島ニ對スル各方面ノ富源開發ニ付テ重キ考慮ヲ拂ハレテ居ルコトニ付テハ感謝スル所デアリマス、只今議題ニナツテ居リマス年萌漁港修築ノ件ハ採擇シタイト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ト決シマス
○胎中委員長 次ハ肝屬川治水工事急施ノ件、第五百五十六號——永田良吉君
○永田良吉君 本河川ハ鹿兒島縣ノ大隅半島ニアル川デアリマス、是ハ重要河川法ニ入テ居リマスガ、去ル大正三年ノ噴火ノ際上流ノ方ニ大變降灰ガ積シテ、其爲ニ此流域ハ殆ド一万町歩位ヤラレテシマッテ、其後地方ノ町村、或ハ耕地整理組合、若クハ町村

○太田義成君 鐵道省ノ方ガ居ラレマスカラ、鐵道省ガ橋サヘ架ケテ下サレバ、出來ルノデス

○岡田(伊)委員 内務省ノ政府委員ハ今貴族院ノ請願委員會ニ行ッテ居ラレルノデ、今來ラレヌト云フコトデアリマス、アナタガソレダケデ宜イナラバ宜イケレドモ、若シ答辯ヲ求メラレルナラバ暫ク御待チヨ願ヒタイ

○胎中委員長 本田君、チヨット御待チ下サイ、後デ政府委員ガ來マシテカラヤリマスカラ——ソレデハ本件ハ政府委員ノ出席スルマデ延期致シマス

○胎中委員長 次ハ鹿兒島縣ニ國立癩療養所設置ノ件、第三百三十六號——永田良吉君

○胎中委員長 次ハ鹿兒島縣ニ國立癩療養所設置ノ件、第三百三十六號——永田良吉君

○胎中委員長 本田君、チヨット御待チ下サイ、後デ政府委員ガ來マシテカラヤリマスカラ——ソレデハ本件ハ政府委員ノ出席スルマデ延期致シマス

○胎中委員長 本田君、チヨット御待チ下サイ

○胎中委員長 本田君、チヨット御待チ下サイ、後デ政府委員ガ來マシテカラヤリマスカラ——ソレデハ本件ハ政府委員ノ出席スルマデ延期致シマス

○胎中委員長 次ハ鹿兒島縣ニ國立癩療養所設置ノ件、第三百三十六號——永田良吉君

採擇シタイト思ヒマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

○胎中委員長 次ハ土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル件第五百三十四號——安藤正純君

○胎中委員長 次ハ土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル件第五百三十四號——安藤正純君

○胎中委員長 安藤サンノ代リニ申上ゲマス、本請願ノ趣意ノ通リデ、簡單ニ申上

○胎中委員長 左様ニ決シマス
○胎中委員長 次ハ旭川市近文舊土人保護地ヲ現住舊土人ニ無償付與ノ件、第五百三十五號——土屋清三郎君

○土屋清三郎君 是ハ私ノ地方トハ掛離レ

園田北海道長官ハ内務省ニ於テ土人ノ代表者ニ對シテ前記ノ指令ヲ取消スト同時ニ、白根北海道課長カラ其土地全部ヲオ前等ガ開墾シロ、サウスレバ其土地ヲ與ヘルト云フコトヲ言ハレタノデ、部落ノ者一同ハ非常ニ喜ビマシテ、連帶デ二千圓ノ金ヲ借りテ三十四年ノ十月ニ此土地全部ヲ開墾シ盡シタノデアリマシタ、所ガ三十七年ニナリマシテ、此土地ヲ旭川町ニ共有財產トシテ付與サレルヤウニト云フコトガ、町ノ代表者ト北海道當局トノ間ニ成リマシテ既ニ其手續ニ及バレヤウト云フコトニナリマシタノデ、土人ハ驚イテ新タニ抗爭ヲ始メマシタガ、何分ニモ内地ノ文字、言葉ガ不十分ナ上、文化ノ程度モ非常ニ低イ土人ノコトデアリマスカラ思ラヤウニ參リマセヌ、色々ナ變遷ヲ經マシテ遂ニ現在ノ如ク北海道國有未開地トシテ旭川市ニ無償付與ヲサレマシタ、其内五十町歩ハ舊土人ガ無償デ借受ケテ農耕ニ從事シ、餘リノ八十町歩ハ内地人ニ有料貸付ヲシテ、其收益ヲ以テ農事指導トカ、住宅地トカ、或ハ救恤等ニ當テテ居ルト云フノガ現在ノ狀態デアリマス、而シテ旭川市ガ此委託管理ヲ受ケテ居リマスル期限ハ、本年十月ニ満了スルコトニナリマシタノデ、此機會ニ舊土人等ハ元ノ通

リニ之ヲ自分等ニ無償デ交付シテ貰ヒタイト云フコトニナツタノデゴザイマス、是等ノ氣ノ毒ナル「アイヌ」ノ人達ノ状態ヲ申上ガマスト土地ハ一戸一町歩宛テニナツテ居リマス、他ノ「アイヌ」ハ五町歩ヅツノ土地ヲ與ヘラレテ居ルサウデアリマスガ、此處ニハ無償貸付ノ土地ガ一戸一町歩當リデアリマス、併シ事實ハ今デハ戸數ガ殖エテ全部六十四戸アリマシテ、住宅ヲ除キマスルト一戸ガ六七段カラ八段歩ニシカ當リマセヌ、年收ガ百五十圓カラ先ヅ二百圓ト云フ状態デアリマシテ、到底一家ヲ支ヘルコトガ出來ナイノデゴザイマス、其上ニ舊土人保護ノ美名ノ下ニ住所モ内地人ト隔離サレテ、最近迄ハ小學校ノ教育モ別ニ受ケルト云フヤウナ譯デアッテ、同地人ト同化スルコトモ自然妨ゲラレルト云フ、寔ニ慘メナ有様デアリマスノテ、現在北海道ノ「アイヌ」人ハ舊土人保護法ヲ廢止スル目的ヲ以テ別ニ全道的ノ運動ヲ今起シツ、アリマス、斯様ナ譯デアリマスノテ、本件ハ其歴史カラ見マシシタ土地ヲ貰シテ、之ヲ彼等ノ同族ノ共有財産トシテ、農業其他ノ經營ニ當リタイト云フノデアリマス、本件ハ其歷史カラ見マシテモ沟ニ尤ナコトデゴザイマスシ、又其事情ハ實ニ氣ノ毒ナコトデゴザイマス、同ジク

陛下ノ赤子デアリナガラ文化ニ遅レテ居ル所ノ「アイヌ」民族ノ爲ニ何卒一掬同情ノ涙ヲ以テ御解決ヲ願ヒタイト存ジマス、殊ニ此席ニハ非常ニ此問題ニ付テ理解アリ又御同情下サツテ居ラレル北海道長官モ御出デゴザイマスカラ、此機會ニ長官ノ御意見ヲ承ルコトガ出來マスレバ非常ニ好都合ト存ジマス、ドウカ宜シク御願致シマス

○岡田(伊)委員 本件ノ北海道ノ土人ニ對ト一戸ガ六七段カラ八段歩ニシカ當リマセヌ、年收ガ百五十圓カラ先ヅ二百圓ト云フ

田ガ七町、宅地ガ三十三万六千坪ト云フヤ

況ハ土人五十名ニ對シテ四十九町歩、模範

農場四町歩、轉貸ノ土地ハ畑ガ五十八町、

田ガ七町、宅地ガ三十三万六千坪ト云フヤ

ウナ狀態ニナツテ居リマス、此土地ハ法律關係ガ非常ニ面倒デ、現ニ國有財產整理ノ方

スル給與其他土人ヲ保護シテ居ル方法ニ付テ

ハ色々ナ事情ガアリマス、又此種類ニ屬シタコトデ土人以外ニモ斯様ナ問題ガ往々北

海道ニハアルノデアリマス、本員ハ之ニ對

スル意見モゴザイマスルガ、長官モ丁度政

府委員トシテ居ラレルノデアリマスカラ、

餘リ詳シク承る要モナイト思ヒマスガ、大

體ニ於テ御意向ヲ伺ヒマセウ

○佐上政府委員 只今土屋君ヨリ御説明ニ

ナリマシタ旭川市近文舊土人保護地ヲ現住

舊土人ニ無償付與スルト云フ問題デアリマスルガ、此問題ハ近文ノ舊土人ニ明治二十七年三十七名ニ對シテ四十九万八千坪ヲ分

割スル豫定デアリマシタガ、當時管理能力ガ

十分デナイト云フヤウナコトノ爲ニ所有權

ノ付與ヲ留保シテ、明治三十九年ニ約三十

年ノ期限ヲ以テ旭川ニソレヲ貸付ケマシ

シタ如ク「アイヌ」人モ非常ニ困タ狀態ニアリマス、是等ノ點ヲ考慮シテ最モ適切ナル處分ヲスルニ付テハ十分ノ調査考究ヲ遂ゲテ參ル必要ガアルノデアリマス、此無償付與ト云フコトヲ直チニ此處ニ私ガ御言明申上ゲルト云フコトハ、時期尚早デアルト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、十分同情ヲ以テ處置ヲ致シタイトハ考ヘテ居リマスガ、只今申上ゲマシタヤウナ經緯ニ依リマシテ尙ホ大藏省ト交渉中ノ問題デアリ、又各種ノ沿革ノアル問題デアリマスカラ、十分ノ調査考究ヲ遂ゲタイト云フ考ヲ持テ居ル次第デアリマス

○岡田(伊)委員 本件ハ私共自分ノ地方ニ

モサウ云フ、狀態ノ關係ガアリマスノデ、仲

仲是ハ簡單ニハ行カヌト云フコトハ分ツテ

居ル、故ニ今長官モアレダケ意見ヲ述ベラ

レタケレドモ、尙ホ是デ盡シテ居ルノデハ

ナイ、實ハ之ガ真相ヲ究メントスレバ隨分

長イ論議モシナケレバナラヌ、此分ハ紹介

議員ノ熱心ナル御説明ガアリマシタガ、紹介議員モマダ盡シテ居ラレル譯デハナイ筈

ス、是ハ矢張仕方ガナイカラシテ政府ニ参考トシテ送付シ、十分調べテ貰フ外ハナイ

ト思ヒマス

○胎中委員長 參考トシテ政府ニ送ルコト

要スルニ此土地ハ非常ナ沿革ノ長イ土地

デアリマシテ、又只今土屋君ノ仰セニナリマ

ト思ヒマス

九

ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 左様ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ知識階級失業者最低度

生活保障ノ件、第四百十六號——杉山元治郎君

○杉山元治郎君 本案ニ對シテ御説明申上

ゲタイト思ヒマス、社會不安ノ一つノ大キナ問題ハ失業問題デアルト考ヘルノデアリマスガ、其失業問題ノ中デモ最モ重要性ノアルモノハ知識階級ノ失業者デアルト考ヘルノデアリマス、自由労働者デアリマスナラバ、失業救濟ノ仕事モ甚ダ不完全デアリマスガ、出來テ居ルノデアリマスケレドモ、

知識階級ノ失業者ハ甚ダ遺憾ナ狀態デ、各地ノ情勢ヲ調べテ見マシテモ甚ダ就職率ト云フモノガ少イノデアリマス、又色々々想上ノ方面カラ考ヘテ見マシテモ、斯ウシタ人達ノ仕事ガナイト云ヒマスコトガ、色々ナ社會不安ヲ生ム情勢ニ置カレテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ意味デアリマスカラ、政府ニ於テモ御心配ナス、テ色々調査シタ結果、東京府ニ於キマシテ知識階級ノ失業者中最モ氣ノ毒デアルト考ヘマシダ千九百人餘ノ知識階級失業者ヲ各官廳ノ仕事ニ就職セシムルヤウニ御世話ニナツノデアリ

マス、ソレデ今日マデ高イ者デ一圓五十錢、安イ者ガ八十錢ト云フヤウナ譯デ、平均一圓三十八錢ノ日給ヲ得テ、サウシテ彼等ガ生

活ヲシテ參ッタノデアリマス、本日モ秋田議長ヲ訪問致シマシテ其生活ノ實際ノ狀況ヲ聽カサレ、立會ッタ同ノ者ガ涙グマシイ

状態ニナツタヤウナ次第デアリマスガ、サウ

云フ僅カ一圓三十八錢ノ日給ヲ戴イテ漸ク就職シテ彼等ガ、今度政府ニ豫算ガナイト云フ理由ノ下ニ天引二割引カレル、斯ウ云フ狀態デアル、金額カラ申シマスルナラバ月ニ僅カ三圓ニ足ラナイ金デアリマスケレドモ、今日ノ彼等ノ生活狀態カラ致シマスト

モ、今日ノ彼等ノ生活狀態カラ致シマスト、其三圓ヲ引カレマスコトハ非常ナ困シタ狀態ニ置カレル斯ウ云フ意味合ニ於テ、僅ナ

救濟致シタイ、斯ウ云フ意味カラ自然一人

當リノ金額ガ減ル、斯ウ云フ結果ニ相成シテ

居ルノデアリマス、併ナガラ之ニモ色々事情ガゴザイマスカラ、現在使ツテ居リマス

トヲ特ニ「モットー」トシテ立ツテ居リマスル現内閣ニ於キマシテ、是非御採擇願ッテ、至急ニ適當ナ御處置ヲ願ヒタイ、今申シマスヤ

ウニ、モウ今日ニ差迫ッテ居ル彼等ノ生活

ヲ解雇スルト云フコトハ努メテ避ケマシテ、

新ニ手ヲ著ケマス方ニ對シテハ、遺憾ナガラ多少ノ減額ヲスル、斯ウ云フコトデ成ベ

ト得マシテ、御採擇ヲ願ッテ、至急適當ナ

處置ヲ執ツテ戴キタイト云フコトヲ御願スル次第デアリマス

ナケレバナラヌガ、當局ハ矢張成ベク一人デモ多ク之ヲ均霑セシメタイト云フ趣旨カ

ラ茲ニ至、タヤウニ考ヘラレルノデアリマスガ、成ベク厚ク廣ク、此方面ノコトハ仲バシテ行キタイ、ケレドモ既ニ金ニ制限ヲ

セラレタ結果、斯ウ云フコトニナツタノデア

ラウト思ヒマスガ、政府委員カラ一應伺ヒマセウ

○勝田政府委員 大體只今岡田委員ガ御述

ベニナツタ通リデアリマシテ、決シテ政府ニ於キマシテハ失業者ノ救濟ヲヤルコトニ寄

ナルモノデハアリマセヌガ、何ト申シマシテモ豫算ニ限リガアルコトデアリマスカラ

ラ、限リアル豫算デ成ベク澤山ノ失業者ヲ救濟致シタイ、斯ウ云フ意味カラ自然一人

當リノ金額ガ減ル、斯ウ云フ結果ニ相成シテ

考ニシテ、能ク當局ニ考慮ヲ拂ツテ戴イタマ宜イグラウト思フガ……。

○杉山元治郎君 大分諒解ガ出來ツ、アリマスガ、出來ルダケ……。

○胎中委員長 參考資料トシテ政府ニ送ルト云フコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 左様ニ決シマス

○胎中委員長 只今鐵道ノ政府委員ガ御見

エニナリマシタカラ、戻リマシテ金杉ヨリ芝浦ニ至ル架道擴張ニ關スル件ニ入リマス——本田義成君

○本田義成君 只今途中デ止メマシタガ、芝浦ニハ、東京市ガ計畫シテ居ル屠牛場ト

云ヒ、築港ト云ヒ、芝浦ノ發展ト云フコトニ付テハ、十分ナル考慮ヲシテ居リマスガ、

先程申シマシタヤウニ、其處ニアル道路ガ、橋ノ下ヲ通ツテ居ル七間カ八間ノモノデ、

電車モ引返シデナケレバ通ラヌト云フヤウ

ハ、新タト云フ意味デナシニ、現在就職シテ居ル、是ハ皆東京市ノ紹介ニ依ツテ就職シテ居ルノデアリマス、ソレヲドウゾ現在通リ戴キタイト云フ御願デアリマス

○大本委員 私モ今ノ岡田サンノ意見ト同様デアリマス

○岡田(伊)委員 ドウデセウ、是ハ一ツ参考ニシテ、能ク當局ニ考慮ヲ拂ツテ戴イタマ宜イグラウト思フガ……。

○岡田(伊)委員 ドウデセウ、是ハ一ツ参考ニシテ、能ク當局ニ考慮ヲ拂ツテ戴イタマ宜イグラウト思フガ……。

○岡田(伊)委員 ドウデセウ、是ハ一ツ参考ニシテ、能ク當局ニ考慮ヲ拂ツテ戴イタマ宜イグラウト思フガ……。

<p>ナ道路ガ只今一本シカナイノデアリマス、非常ニ困難シテ居リマス、下ノ道路ハ東京市ノモノデゴザイマスカラ、上ノ橋ガ出来サヘスレバ、下ノ道路ハ直グ直ルノデゴザイマスカラ、鐵道ノ政務次官ノ御説明ヲツ求メテ、至急ニ出來ルヤウニ、御採擇ガ願ヒタインデアリマス</p> <p>○名川政府委員 是ハ道路ノ上ニ架ヶテ居リマス橋デアリマスカラ、道路ノ主管廳ヨリ鐵道省ノ方ニ請求ガゴザイマスレバ、鐵道省ノ方ト致シマシテハ、成ベク御希望ニ副フヤウニ、豫算ノ許ス範圍ニ於テ實行致シタイト思ッテ居リマス</p> <p>○岡田(伊)委員 政府當局ニモ御同意ノ點ガ見エルノデアリマス、諸廳ノ趣旨ヲ採擇致シテ、成ベク速ニ實行セラレンコトヲ望ムノデアリマス、採擇願ヒマス</p> <p>○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕</p> <p>○胎中委員長 左様ニ決シマシタ</p> <p>○胎中委員長 更ニ遡リマシテ理髮營業取締規則ヲ統一シタ省令ヲ御發布ニナル御意向ハゴザイマセウカ、一寸伺ッテ置キマス</p> <p>○勝田政府委員 只今ノ理髮師ノ試験制度デゴザイマスガ、是ハ現在東京府外三十五府縣デ施行セラレテ居リマシテ、此中デ他ノ府縣ニ於テ受ケタル所ノ試験ニ合格シタモノノ效力ヲ認メテ居ル縣ガ二十四ゴザイマス、認メナイ縣ハ十一ゴザイマス、又或ル府縣ニ於キマシテハ、他ノ縣デ試験ニ合理髮營業取締規則ガ發布促進ニ關スル件、第四百十一號——武知君</p> <p>○武知委員 此請願ハ縣令ニ依リマシテ、理髮營業取締規則ガ發布サレル、ソレデ各理髮營業者ハ、各府縣ノ取締規則ニ依テ業</p>	<p>態ヲ色ミト取締ラレテ居ルノデアリマスガ、縣々ニ依リマスト其内容ガ異シテ居ル、受ケル試験ニ合格ヲ致シテ居リマシテモ、他府縣ニ變リマスト再ビ試験ヲ受ケナケレバ業ニ就クコトガ出來ナイ、斯ウ云フ狀態ニアリマス、其他ニモ不利不便ノ點ガ頗ル</p>
<p>多イヤウニ當業者ハ申出テ居リマス、聞ク所ニ依リマスト政府ハ美容師取締規則ト云フヤウナ省令ヲ設クル御内意ガアルヤウニ——立案シテ居ルトモ伺ッテ居リマスガ、何カ政府ノ御手許ニ於テ御調ニナッタモノガアルト思ヒマス、又各府縣區々ニ分レテ居リマス理髮營業取締規則ヲ統一シタ省令コトガアルノデアリマス、サウシテ是ハ九州地方ハ九州地方デ、九州各縣ニ毎年一回大會ヲ開キマシテ、其會毎ニ常ニ是ハ問題ニナッテ居ル、ソレカラ又全國ヲ通ジテノ全國理髮師大會ト云フヤウナモノガアリマス場合ニハ、ソレノ問題ニナリマシテ、屢々是ハ當局ニ請願ヲ陳情シテアリマス、サウシテ成ベク速ニト云フコトデ今日マデ推シ及ンデ居ルノデアリマス、只今紹介議員ノ武知君ヨリ御話ノアリマシタ通り、實際今日ハ斯ウ云フ狀態ト同ジト申シマスカ、或ハ多少違フカモ知レマセヌガ、例へバ自</p>	<p>隨テ統一性ヲ缺ク點モアリマス、一例ヲ申上ゲマスルト、一ツノ縣デ理髮營業ノ許可ヲ受ケル試験ニ合格ヲ致シテ居リマシテモ、他府縣ニ變リマスト再ビ試験ヲ受ケナケレバ業ニ就クコトガ出來ナイ、斯ウ云フ狀態ニアリマス、其他ニモ不利不便ノ點ガ頗ル</p>
<p>○中川委員 只今此問題ニ付キマシテ、内務當局ノ御意向ヲ承リマシテ、私共満足スル所ニアリマスガ、此問題ニ付キマシテハ私モ先年内務省ノ衛生局ノ方ニ陳情致シタコトガアルノデアリマス、サウシテ是ハ九</p>	<p>リマス</p>
<p>○胎中委員長 促進スベシト附帶シテ採擇ニ御異議アリマセヌカ</p>	<p>〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕</p>
<p>○胎中委員長 左様決シマス</p>	<p>○胎中委員長 左様決シマス</p>
<p>○胎中委員長 更ニ遡リマシテ理髮事變被害者救濟ニ關スル件、只今外務省ヨリ谷亞細亞局長ガ見エラレマシタカラ、此問題ノ</p>	<p>第デアリマス、折角當局ニ於テモサウ云フコトガアッテ、非常ニ困難シテ居ルヤウナ次ニ、生活ノ保障ガ得ラレナイト云フヤウナ</p>
<p>○胎中委員長 今委員長カラ御示シニナリマシタ理髮事變ニ付キマシテ請願ノ趣旨ヲ皆様方ニ御紹介ラシ、且ツ政府當局者ガ今日マデ執ラレタ手續及今後如何ニ之ヲ御處置下サルカト云フコトニ付テ、政府ノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス、此事變ハ皆様方モ御承知ノ通り大正九年ニ有名ナ尼港ノ「バルチザン」事件ガ起リマシテ、其歸途ニ理髮春ヲ荒ラシマシタ、其當時ニ於キマシテハ人ノ死亡ガ十九名、負傷者ガ二十二名、</p>	<p>御考デアルナラバ、是非速ニ是ガ實現スルヤウニ御願致シタイ、サウ云フ意味デ御採擇ヲ御願シタイト思ヒマス</p>

爾來度々請願ガアリマシタガ、殊ニ最モ力
ノ入りマシタハ昭和二年ノ五十二議會デ
アリマシテ、同委員會ヲ通過シ、獨リ同委
員會ノミナラズ、貴族院ノ委員會モ通過シ、
又當院ノ本會モ通過シ、貴族院モ本會ヲ通
過シタノデアリマス、尙ホ其上各派ガ聯合
ノ上段々相談致シマシテ建議案ヲ上程致シ
マシタガ、其建議案モ全會一致ヲ以テ通過
シテ居ルノデアリマス、尙ホ其上重ネテ五
十二議會ノ三月二十日ニ、院内ノ大臣室ニ
於キマシテ各派及之ニ關係ノアル人々ガ打
寄リマシテ、大臣諸公ニモ此事ヲ相談ヲ仕
掛けマシテ、ドウシテモ速ニ之ヲ實施サレ
タイト云フコトヲ相談致シマシタラ、關係
各省大臣モソレヲ是ナリト認メラレタノデ
アリマス、又當時樺太ニ於キマシテノ石油法
案ガ完成致シマシタモノガ出マシタ、其石
油法案ガ出マシタ際ニ、尙ホ附帶決議トシ
テモ禪春事變ハ早ク處分サレタイト云フ附
帶決議ガ出タノデアリマス、所ガ何分ニモ
匪賊ト申シマセウカ、ソレ等ノ者ガシタ仕
其當時ノ外務省ノ方針ガ——是ハ支那ノ今
日デ申シマスレバ便衣隊ト申シマセウカ、

事デアルカラ、何レ支那政府ニ談判ヲシテ、
支那政府カラ此賠償ヲ取テ處分スルト云
フ御話デアッタ、爾來度々政府ノ方ヨリ支那
ニ交渉ガ満足ニ行クベキモノデハナイシ其
儘ニナッテシマッタ、途中ニ於キマシテ政府
モ是ハ到底仕方ガナイカラ――自分ノ國民ヲ等
ガ損害ヲ受ケタコトデアルカラ、此國民ヲ等
閑ニスル譯ニハ行カナイカラ、自分ノ手デ
處分ヲスルヨリ外ハナカラウ、斯ウ云フヤ
ウニナックト私ハ承知シテ居リマス、現ニ一
昨年ノ五十九議會ニ於テ當時ノ政務次官タ
ル――先刻見エマシタ今日ノ拓務大臣タ
ル永井君ヨリ、君ノ言ハレル通リ關係各省
トモ折角折衝中デ案ヲ立テツ、アルケレド
モ、未ダ此處ニ於テ諸君ノ前ニ御報告スル
マニニ運ンデ居ラヌ、去リナガラ此事ハ等
閑ニスル譯ニ行カナイカラ、ドウシテモ是
ハ處分スル、斯ウ云フ答辯デアッタノデアリ
マス、然ルニ諸君モ御承知ノ通り璋春地方ハ昨
年以來ノ問題デ、璋春ノ市街地ハ大シタ被
害モ受ケマセヌケレドモ、璋春ノ外部ニ住
ンデ居ル者ハ矢張相當ノ被害ヲ受ケテ居
ルノデアル、旁、大正九年以來今日マデ足
掛ケ十三年ノ間今申シタ如ク、過分ノ損害

ヲ受ケテ居リナガラ未ダ曾テ之ニ一文ノ慰
メスルコトモナイヤウナ有様、支那トハ到底談判爲シ得ベキモノデハナイ、ドウシテモ我ガ日本帝國政府ガ此暉春ノ國民ニ伺ヒマシテ仕末マシテヤラナケレバナラヌ義務ガ十分アルト思ヒマス、又請願委員會ニ於キマシテモ度々通過シ、請願委員會及本會ノ面目ニ掛ケマシテモ、政府ノ今日マデ執ラレタ方針ガ如何ニモ其場々々ノ言拔ケニ過ナイヤウナ形デアッテ、如何ニシテモ是ハ政府當局者ノ怠慢ト私ハ認メルノデアリマス、現在ドウ云フ取扱ニナッテ居リマスカ、其事ヲ私ハ詳シク政府當局者カラ承リタイノデアリマス、唯一時遁レノ其場ノ責塞ギト云フヤウナ答辯ニハ、私ハ到底満足スルコトハ出來ヌノデアリマス、ドウシマシテモ是ハ此際片ヲ付ケテ戴キタイ、尙ホ仄力ニ承リマスレバ、此度ノ上海事件其他ニ付テ滿洲ニ於ケル我ガ被害者モ澤山アリマスカラ、其仕末モスル序ニ、多少ナリトモヤリタイト云フ當局ノ意ガアルヤウニ承フテ居リマス、去リナガラ是ハソレトハ違ヒシテ、大正九年以來ノ問題デアリマス、殊ニ額モ非常ニ多イノデアリマス、出來得ベクンバ其邊ノ詳シイ御答ヲ聽キタイト思フノデアリマス

○谷政府委員 只今大竹君ヨリ承リマシタ
通り、琿春事變ノ悲慘ナル事件ガアリマシ
テ以來、今日ニ至ルマデ被害者ニ對シテ滿
足ナル解決ガ出來テ居ナイト云フコトハ、
政府トシテモ非常ニ遺憾ニ存ジテ居リマス、
只今御述ベニナリマシタ通リニ、從來機會
アルニ支那側ニ向テ解決ヲ促進シテ居
タノデアリマス、殊ニ大正十五年ノ關稅會
議ノ際、他ノ多數ノ被害事件ト一緒ニ支那
側ニ賠償ヲ要求スルコトニシテ、既ニ其額
モ計上シテ居タノデアリマスケレドモ、御
承知ノヤウニ支那ノ政情ハ轉々トシテ極マ
ル所ガナク、暖簾ニ腕押シテ、此爲ニ損害
ヲ被ムリ、今日ニ至ルマデ非常ニ迷惑ヲシ
テ居ル、被害者ハ、啻ニ琿春事件ノ關係者
ノミデハナイノデアリマス、而シテ政府ト
致シマシテハ此琿春事變ニ重キヲ置キマシ
テ、只今大竹サンカラ言ハレマシタ通リニ、
從來熱心ニ色々ナ機會ニ是ガ解決ヲ支那ニ
伺シテ求メルト同時ニ、國內的ニモ色々研究
シテ來タノデアリマス、其誠意ニ至リマシ
テハ今日ニ於テモ寸毫モ變ルコトナキノミ
ナラズ、只今大竹君カラ少シバカリ想像シ
テ居ルト言ハレマシタ通リニ、之ヲ他ノ言
ヲ以テシマスレバ、琿春事件ノ解決ニ對ス
ル熱心ノ度ハ今日ハ最モ誠意ガ強イト申上

ゲルコトガ出來ルノデアリマス、唯何月何日ニ如何ナル方法ヲ以テ國內的ニ救濟シテ上ガルカト云フコトハ、只今私斷言致シ兼ネマスケレドモ、只今申上ダマシタ通りニ、從來ヨリモ一層熱心ニ眞面目ニ、而モ私自身ノ希望トシテハ近イ將來ニ於テ何トトモ聯絡シテ具體案ノ研究中デアリマス、

今日ノ所其程度デ一つ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○大竹貫一君 サウシマスト支那政府トノ交渉ヲ俟ッテ後處分スルノデハナクシテ、國內的ニ之ノ仕末ヲ必ズシテヤル、斯ウ云フ御考デアリマセウカ、其點ハモウ一遍確メタイ、ソレカラ或ル方面カラ承リマスルト、今日ハ既ニ豫算モナイコトデアルカラシテ、已ムヲ得ズンバ一時低利資金デモ廻スヤウニシヨウカ、斯ウ云フ話モアルヤウニ承テ居ルノデアリマスガ、御差支ナクバ、ソレ等モ漏ラシテ戴キタイノデアリマス

○岡田(伊)委員 大竹先輩ノ御紹介デアルカラ、委員會ハ頗ル敬意ヲ表シテ、十分盡シテ戴クヤウニシテアリマスケレドモ、何シロ時間ガ御承知ノ通り、是レ一點ニサウ掛チヤ困ル、マダ澤山案件ガ残シテ居ルノデ

○大竹貫一君 御尤デアリマスガ、今ノハ簡單デスカラ御答ヲ願ヒマス

○谷政府委員 具體的ニハ御答申上ゲ兼不ルコトハ只今申シタ通りデアリマスガ、無論支那側ニ對スル交渉ノ手ヲ緩メルト云フ譯ニハ行キマセヌケレドモ、一方同時ニ國內的ニ最善ノ努力ヲ盡シタイト思ヒテ居リ

マス、具體的ニ低利資金トカ何トカ云フコトハ今御答致シ兼ネマス

○岡田(伊)委員 従來ノ經歷モアリマシテ、採擇致シテ宜シタイト思ヒマス、採擇願トハ「採擇」ト呼フ者アリ

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカトハ「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 次ハ酒造税引下ニ關スル件、第三百四十二號——永田良吉君

○永田良吉君 酒造税ノ問題ハ隨分大キナヒタイ、斯ウ云フ趣旨デアリマスカラ、政

府ノ御意見ヲ承リマシテ御採擇ノ程ヲ御願致シマス

○石渡大藏書記官 御答致シマス、意見ヲ申上ダマス、此營業収益稅ヲ原始産業ニマデ課ケテ居リマスコトハ、大正十五年ノ改正以來總テノ法人ニ對シテ課稅シテ行クト云フ原則ヲ樹立シテ以來ノコトデゴザイマス、漁業ニ對シテ免稅シテ居リマスノハ、他ニ地方稅トシテ漁業稅ガゴザイマスカラ

ニ對シマシテハ、鹽ヲ製造致シマス、法人

ニ營業収益稅ヲ免稅致シマスルコトハ、他

造稅ノ改正デ大問題デアルカラト云フノデ

御同意ガアルマイト思ヒマス、併ナガラ是

ハ農民ノ自家用ニ等シイモノデアリマスカラ、斯ルコトハ仕方ナイト思ヒマス、採擇ヲ致シタイト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

○胎中委員長 次ハ粗製樟腦及樟腦油ニ對スル補償金増額ノ件、三百三十七號——

永田良吉君

○永田良吉君 此樟腦ハ農家ニ取テ大事

ナモノデアリマス、吾々ハ若イ時カラ樟

腦ヲ賣ルト書生ノ費用位ハ出タモノデアリ

マスガ、此頃樟腦ノ補償金ヲ專賣局ガ下ゲ

タノデ賣レナインデ農民ハ困テ居マス、樟

腦、樟腦油ノ賠償金ヲ引下ゲ又製造業者

ニ制限ヲ加ヘテ居リマスガ、非常ニ農民

處置デアリマス、是ハ特ニ南九州、臺灣

地方ニ限ッタ問題デアリマスガ、非常ニ農民

ガ困テ居リマスカラ考慮シテ戴キタイト

云フ請願デアリマスカラ、賠償金ヲ引上ゲ、

又製造業者製造年額ヲ増加セラレタイト云

フ請願デアリマス、何卒御採擇ヲ願ヒマス

○岡田(伊)委員 本件モ前同様採擇ノ経歴ヲ持テ居リマス、必ズヤ政府ハ直チニド

ウスウト申シマスマイガ採擇ヲ願ヒマス
○胎中委員長 採擇ニ異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマシタ

○胎中委員長 自動車部分品及自動車内燃機關ニ對スル關稅引上反對ノ件、三百四十九號——上田孝吉君——紹介議員ガ居リマ

セヌカラ後ニ廻シマス

ノ引上ヲ是非希望シテ已マナインデアリマ

ス、折角政府ニ於テモ關稅率ノ引上ニ付テ

提案ニナッテ居ルヤウデアリマスルケレドモ、

關スル件、第四百十二號、四百十三號——三

善信房君

○三善信房君 本件ハ乳製品ノ關稅定率ノ

増加ヲ目的ト致シテ居ルノデアリマス、今

ヤ我國ノ農業ハ非常ニ疲弊困憊致シテ居リ

マスルコトハ申ス迄モナイコトデアリマ

ス、是ガ救濟策トシテハドウシテモ農產品

ノ價額ヲ上ゲテ、サウシテ農村ノ收入ヲ增

ト思ヒマス、然ルニ其第一歩ト致シマシテ

ドウシテモ有資農業ガ最モ必要デアリマス

ガ、政府ノ獎勵及保護ニ依テ有資農業ハ

漸次好調ニ向ヒツ、アッタノデアリマスガ、

又ウシテモ有資農業ガ最モ必要デアリマス

テ、是等ノ事業ガ非常ニ壓迫ヲ受ケテ居ル

ヤウナ狀態デアリマスガ、此外國乳製品ガ

年ニ六百万圓モ輸入スルト云フヤウナ狀

態デアリマスガ故ニ、是ガ爲ニ折角伸ビン

トシテ居ツタ所ノ國內ノ乳製業ガ一時停頓

致シマテ、今ヤ中止シテ居ルヤウナ狀態デアリマシテ、延イテハ是ガ地方ノ農家ニ及

ボス所ノ影響ハ洵ニ甚大デアルノデアリマ

ス、今日ノ如ク農村疲弊困憊ノ際ニ於キマ

シテハ、農家ヲ保護スル意味ニ於テ關稅率

ノ引上ヲ是非希望シテ已マナインデアリマ

ス、折角政府ニ於テモ關稅率ノ引上ニ付テ

提案ニナッテ居ルヤウデアリマスルケレドモ、

普通三割五分デアリマシテ、マダヨリ以上

ノ必要ヲ認メルト信ズルノデアリマス、此

件ハ速ニ御採擇アランコトヲ希望致シマス

○岡田(伊)委員 本件ハ既ニ關稅改正委員

會ニ於テヤハリ一部修正ガ出來テ居ル問題

デアリマス、ソレト略、同様ノ案件デアリ

マス、採擇シテ可ナリト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 舊安塚稅務署復活ノ件、第

四百十四號

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 舊安塚稅務署復活ノ件、第

四百十四號

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 政府委員ノ御意見ヲ伺ヒ

マス

○岡田(伊)委員 政府委員ノ御意見ヲ伺ヒマス

アリト考ヘマスケレドモ、財政ノ關係上今

遽ニ之ヲ實現スルコトハ困難デアラウト考

ハ十分考慮致シタイト考ヘテ居リマス
○岡田(伊)委員 所謂財源サヘアレバヤリタイト云フ政府ノ御意嚮デアリマス、財源ハ出來ヤウト思フカラ採擇致シタイト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 左様ニ決シマス

○胎中委員長 香川縣ニ國立製鹽試驗場設置ノ件、第三百九號——山下谷次君

○山下谷次君 是ハ製鹽ノ試驗場ヲ設ケテ

貢ヒタイト云フノデアリマスガ、鹽ノ品質ヲ向上シ且ツ製造費ヲ低下スル爲ニ、鹽ノ主

生產地デアル所ノ香川縣ニ其試驗場ヲ設ケテ

貢ヒタイト云フノデアリマシテ、只今マデ

何回カ御採擇ニナッテ居ルノデアリマス、ド

ウゾ御採擇ノ程ヲ御願致シマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ト決シマス

シマシタノデ、政府ニ於テモ、耕作者カラ
色々其點ニ付テ請願ガアリマスノデ、目下
折角調査研究中デアリマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 蕁煙草賠償價格引下防止ニ
關スル件、第五百一號

○岡田(伊)委員 本件モ矢張三十三號ト殆
ド同様デアリマスカラ、專賣局ノ御意見モ
同様デアラウト思ヒマス、採擇致シタイト
思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 糖業補助ニ關スル件、第三
百四十一號——永田良吉君

○永田良吉君 砂糖消費稅ハ廢止サレテ居
リマセヌケレドモ、其代リニ糖業補助獎勵
金ヲ交付ニナッテ居リマス、ソレハ沖繩縣及
鹿兒島縣ノ大島郡、熊毛郡等デアリマスガ、
ノ獎勵補助ヲ頂戴シテ居リマセヌ、コンナ
不公平ナ事ハアリマセヌカラ、之ヲ是非今
度ハ世間並ニ貰ヒタイト云フノデアリマ

ス、決シテ出シヤ張タ事デハナイト思ヒマ
スカラ御採擇ヲ願ヒマス

○岡田(伊)委員 是モ政府ニ伺ヘバ全然ノ
同意ガナイカモ知レマセヌガ、前回ニ審議
採擇シテ居リマス、ドウゾ採擇ヲ願ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 地方中小農工商救濟ノ件、
第五百四號——杉山元治郎君

○杉山元治郎君 近來ノ經濟恐慌ノ結果中
小農工商ノ窮迫ハモウ説明スル迄モナイノ
デアリマシテ、各政黨トモ此救濟ノ爲ニ色
カウト云フヤウナ情勢ニナツテ居リマス、請
願ノ要旨ニモ明カデアリマスカラモウ説明
ヲ省イテ置キマスガ是非之ヲ御採擇ニナッ
テ適當ノ處置ヲ講ジテ戴キタイノデアリマ
ス

○武知委員 此請願ハ先日御採擇ニナリマ
シタ農家負債ノ三箇年据置、所謂「モラトリ
アム」アレニ匹敵スル請願デアリマスルガ、
岡田委員カラモ、斯様ナル請願ノ場合ニハ
尙ホ能ク當局者ノ意見ヲ徵シテ決定スペキ
モノデアルト云フ御意見モ述べラレテ居ル

濟ノ件トアリマスルケレドモ、内容ヲ見マ
スルト支拂猶豫令ノ即時發布、物價ニ順應
シタル債務ノ適當ナル切下、諸稅ノ大輕減
對農村貸付最高年利ヲ三分トナス爲ノ利息
制限法改正ナドノ重大ナ問題ガ潛ンデ居リ
マス、此間此委員會デアノ「モラトリ亞ム」案
ガ採擇サレマスト、地方カラ私ノ手許ヘノ
通信ニ依リマスレバ、モウ議會ノ請願委員
會デ採擇シタカラ、三年程ノ間ハ拂ハナイ
デモ宜イト云フ感じヲ起シテ居ル百姓モボ
ツヽアルヤウデアリマス、之ニ反シテ債
權者側ハ——此委員會ノミナラズ各政黨ト
モ此問題ヲ重大視シマシテ、無論決定ニハ
至リマスガ、政友會ハ平價切下論ヲ持出シ
テ居リマス、民政黨ハ六億圓ノ公債ヲ出ス
ト云フヤウナコトニ付テ色々研究シテ居
ル、斯様ニ議會ニ於テモ、政黨ニ於テモ、
大變ナ問題ニナッテ居リマスルノデ、債權者
ノ側カラ言フト、今ニシテ貸金ヲ取立テ、
置カナカッタラ、ドウナルカモ分ラヌト云フ
ノデ裁判所ヘ其手續ヲ急グヤウナ氣味ガア
ル、斯様ナ時ニ一舉ニ裁判所ヘ澤山ノ人ガ
頗出ル、サウシテ裁判所ガ何等人間味モ持
タズシテ、ドンヽ取立ヲ嚴シクスル、斯
様ニ相成リマスト却、テ此請願ヲ採擇スル
コトニ依テ、農村側ニ不利ヲ與ヘルノデ

ハナイカト云フコトヲ憂ヘテ居リマス、此際杉山君ノ御紹介デアリマスルガ、農民ガ魂ノ限リヲ振り控テ、極端ニ言フト「エス・オーラス」トデモ申上ゲタイヤウナ感ジデ、無論私共ハ此請願ノ趣意ニ反対スル者デハアリマセヌガ、此事柄ニ付テハ少シ政府當局ニ其意見ヲ尋ネテ見タイト思ヒマス、現ニ農林大臣ノ如キハ——吾々農村ノ希望ハ、少クモ二三年ハ債務ヲ据置イテ貰ヒタイト云フノニ、低利資金ヲ政府ガ貸シテ居ルモノヲ一時猶豫スル、斯様ナ好意アル意思ヲ持ツテ居ルコトハ間違ナイヤウデアリマスガ、吾々ノ苦シニ居ルノハ、政府カラ借リテ居ル低利ヨリモ高利ニ惱シニ居ル其借換ヲドウシタラ宜イカト云フヤウナ問題モ取残サレテ居リマス、斯様ナ重大ナ問題ヲオ座ナリニ請願委員會ガ無條件デ採擇シマスト云フコトハ、農民ガ一生懸命ニナッテ請願致シマシタコトニ對シテ、餘り簡単ニ通過スルト云フコトハ却テ親切ナ業デモナインデアリマス、ソレデ政府當局ノ御出席ヲ求メマシテ十分質シタ上ニ、此請願ニ對スル吾々ノ態度ヲ決シタイト思ヒマス

時モ實ハ私ハ十分ニ慎重審議ヲ遂ゲタイト思タノデアリマス、而シテ當時多分アレハ竹下君デアリマスカ、——紹介議員ニ對シテ、五十億ノ債權者ニ對シテドウ云フ手當ヲスルカ、又三年間据置ト云フコトハ、三年間ノ利子ヲ免除スル意味カ、元金ニ加ヘルト云フ意味カト云フ質問デシタノデアリマス、其時ノ御答ハ一切ハ「パンフレット」ニアルカラドウカ御贊成ヲ願フト云フコトデアリマス、而シテ私ハ定メシ十分ニソレ好意ニ考ヘテ贊成ヲ表シタノデアリマス等ノ事ヲモ詳シク出テ居ルモノダト思ッテ、ナイエハアリマセヌ、私共農村問題ニ對シテアリマス、而シテ私ハ定メシ十分ニソレ好意ニ考ヘテ贊成ヲ表シタノデアリマスガ、開イテ見マスルト一向サウ云フコトハナイ惡ク言フナラバ、ペテンダト私ハ考ヘテ居リマス、サウ云フ點ハ私ノ質問ニハ觸レハ近來ハ何モ彼モ通過スル機關トナッテ一ツハ權威ヲ失^フテ居リマス、モウ一つハ或ハ言過ギルナラバ、是ハ取消シマスガ、宣傳機關ヤ黨勢擴張ノ機關ニ用ヒラレルヤウナ様子ガナイトモ限ラレヌコトヲ深ク遺憾トスルノデアリマス、苟モ此處ニ於テ採擇セラル、モノハ權威アルモノニシタイト思ヒマス、先程岡田君ニハドナタカノ我國ノ紀元ノ問題ニ付キマシテ、参考トシテモ、採擇トシテモ大シタ違ハナイカノヤウナコト

質ノモノデハナイト思フ、採擇サレタト云フコトハ即チ大多數デ是ハ通過サシテ宜シイト云フ意思表示デアラウト吾々ハ考ヘル、即チ權威アルベキ筈デアルト思ヒマス、然ルニ何モ彼モ——殊ニ此農村問題、斯ウ云フ時ノ問題デアリマシテ、反對スルコトハ如何ニモ宜シカラザル如クニ考ヘル節モナイデハアリマセヌ、私共農村問題ニ對シテ一つノ——實ハ諸君ニ劣ラナイ考モ持^フテ、農村ニ對スル非常ナ同情ヲ持^フテ、又負債ハドウシデモ何トカシケレバナラヌト云フ根本意見ヲモ持^フテ、屢々建議案ヲ出シタコトモアリマス、今回モ其點ニ付テハ有志代議士諸君ト微力ヲ續ケテ居ル次第デアリマスガ、併シ此今ノ問題トナッテ居リマス所ノ救濟案ト云フモノ、内容ヲ見マスル時ニ、是ハ容易ナラヌ内容ヲ含ンデ居ルノデテ居リマス、支拂猶豫令ノ即時公布デアルトカ、債務ノ適當ナル切下、諸稅ノ大輕減デアルトカ、利子ハ三分以下ニスルトカ云フヤウナ、其内容ト云フモノハ實ニ容易ナラヌモノヲ含ンデ居ルノデアリマスガ、只今林君ガ轍々御述ベニナッタ中ニ、自ラ請願委員會ヲ輕ンズルヤノ如キ節

○岡田(伊)委員 此問題ハ是デ宜シウゴザモアルノデ、私ハ遺憾ニ思フノデアリマス、實ハ此請願ノコトニ付キマシテハ、僭越デアリマスルケレドモ、私ガ成ベク議事ヲ慎重ニ審議致シマシテ、而モ時間ヲ省略シタルモノデアリマス、此趣旨デ進行トデモ申シマスルカ、自ラ採^フテ置クト云フヤウナコトハ致サヌデ居ル積リデアリマス、諸君モサウ云フ考デラ探^フテ置クト云フヤウナコトハ致サヌデ居ルモノデアリマス

實ハ此問題ニ付キマシテモ、今委員長カラ後廻シト云フ宣告ヲセラレタ、此件案モ杉山君カラ非公式ニ御交渉モアッタ、アッタケレドモ私ハ君ト同様ノ考ガアル積リデアル、ソレハ御同様洵ニ氣ノ毒デハアルガ、是ハ採擇ト云フコトハ少シ考ヘタイト思フノデアルカラ、ドウカ其點ハ一つ君モ諒承シテ貴ヒタイ、併シ大勢ニ順應シテ行カナ

デアリマスカラ何卒御採擇アランコトヲ御願致シマス

○岡田(伊)委員 本件ハ支拂猶豫令トハ全ク別問題デアリマスルカラ、今日ノ森林事業ニ對スル困難ハ尤ト思フ故ニ政府カラ貸シテ居ルモノヲ一時延期ヲ乞フノデアルカラ、政府ハ直チニ同意シナイカモ知レマセヌケレドモ、請願ノ趣旨ハ採擇シテ宜シイト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 次ハ酒匂村地先専用漁業免許ノ件、是ハ紹介議員ノ方カラ取下ヲ願出テ居リマスカラ、取下ヲ許スニ御異議アリマセヌカ

〔〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 左様ニ決シマス
○胎中委員長 次ハ北見國ニ國有種馬所設置ノ件、文書表第五百十二號——岡田伊太郎君

○尾崎天風君 私ハ岡田伊太郎君ニ代テ御説明致シマス、北海道ノ北見國ハ北海道ノ最北端ニ位シテ居リマシテ、土地ノ廣袤ハ殆ド九州ノソレト大差ナキ面積ヲ有シテ居ルノデアリマス、ノミナラズ地味ハ極

メテ肥沃デアリマシテ、農業ト牧畜ニハ天惠的ニ最モ適シテ居ルノデアリマス、而シテ其人口モ今ヤ三十万ニ達シテ居リマス、申ス

今後人口食糧問題ヲ北海道ニ求メントスルナラバ、先づ以テ其地方ハ北見ニ在リト言ウテモ敢ヘテ過言デハナイト思ヒマス、申ス迄モナク農業ト畜産トハ絶對的不可分デアリマシテ、農業ヲ盛ニセント欲シタナラバ、勢ヒ以テ畜産ヲ獎勵シナケレバナラムト思フノデアリマス、現在北見ニ於ケル馬匹ノ數ハ四万頭ヲ突破スルノ狀況ニ在ルノデア

リマス、而シテ此畜産ノ獎勵ハ言フ迄モナク種馬所ノ設置ニ俟ツノ外ハナイノデアリマス、是ガ實現ヲ痛切ニ感ジマシテ本案ヲ請願シタル次第テアリマスカラ、何卒御採擇アランコトヲ御願致シマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 次ハ鑛業法中改正法律施行ニ關スル件第五百六號、松尾孝之君

○松尾委員 紹介者トシテ簡單ニ内容ヲ説明致シマス、内容ハ鑛山稅ノ半額ヲ地元ノ市町村ニ委譲シテ欲シトイ云フ要求デアリ

申述ベマシタ通リデアリマスルガ、要スルニ同地方ハ此牝馬ガ澤山アリマシテ、サウシテ種付所ト申シテ、牡馬ヲ置イテ居ル所

モ二十數箇所アルノデアリマス、併ナガラ此種馬所ト云フモノガ無イ爲ニ其統一ガ取

レヌノト、ソレカラ種馬ハ一頭ニ付テ一箇期シタイ意向デゴザイマス

○胎中委員長 速ニ施行サレタシ附記シテ、採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 ソレデハ採擇ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ川島裁判所事務復活ノ件、第四百二十六號、秋田清君

イ、其所謂制限ヲ越シテ、九十頭モ付ケナケレバナラヌノデ、隨テ出來ル仔馬ノ發育ガ不良デアル、或ハ折角ノ良イ種馬ガ段々早ク廢馬ニナルト云フヤウナコトデ、是ハ國家産業ノ源泉トシテノ馬ノ改良増産ニ付ス、併ナガラ色々算ノ關係等テ遲レテ居ラノデアリマスルガ、成ベク速ニ北見ノ此地方ニ種馬所ヲ設置セラレタイト云フノデアリマスカラ、ドウカ御採擇ヲ願タウゴザイマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
○胎中委員長 採擇ト決シマス
○胎中委員長 次ハ鑛業稅、鑛山稅ノ半額委讓ニ關シマシテハ、昨年法律モ通ツテ居リマスルコトデゴザイマスルカラ、政府ト致シマシテモ、兎ニ角其實行ヲ期シタイト考ヘテ居ツタノデアリマスルガ、御承知ノ通りノ財政狀態デゴザイマスノデ、本年ハ實行スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、目下其財源ニ付テ考慮中デゴザイマシテ、明年度カラ必ズヤルトモ申上げ兼ネル狀態デゴザイマスルガ、出來得ル限リ速ニ其實現ヲ期シタイ意向デゴザイマス

○胎中委員長 速ニ施行サレタシ附記シテ、採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 ソレデハ採擇ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ川島裁判所事務復活ノ件、第四百二十六號、秋田清君

ト殆ド變リガナイヤウナ狀態デアリマシテ、殊ニ鑛業地トシマシテ、十數年來ノ願望デアリマスカラ、是非之ヲ速ニ施行スペシト云フヤウナ意味デ御採擇アランコトヲ希望スルノデアリマス、尙ホ本件ハ商工省所管ニナツテ居リマスルガ、實質ハ大藏省ノ問題デアリマシテ、幸ニ大藏當局者が御出シト云フヤウナ意味デ御採擇アランコトヲ希望スルノデアリマスカラ、是非斯ウ云フ必要ガアルノデアリマス、併ナガラ色々算ノ關係等テ遲レテ居ラノデアリマスルガ、實質ハ大藏省ノ問題デアリマシテ、幸ニ大藏當局者が御出シト云フヤウナ意味デ御採擇アランコトヲ希望スルノデアリマスカラ、一應大藏省ノ御意見ヲ拜聽シタイト思ヒマス

○石渡大藏書記官 鑛業稅、鑛山稅ノ半額委讓ニ關シマシテハ、昨年法律モ通ツテ居リマスルコトデゴザイマスルカラ、政府ト致シマシテモ、兎ニ角其實行ヲ期シタイト考ヘテ居ツタノデアリマスルガ、御承知ノ通りノ財政狀態デゴザイマスノデ、本年ハ實行スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、目下其財源ニ付テ考慮中デゴザイマシテ、明年度カラ必ズヤルトモ申上げ兼ネル狀態デゴザイマスルガ、出來得ル限リ速ニ其實現ヲ期シタイ意向デゴザイマス

○石渡大藏書記官 鑛業稅、鑛山稅ノ半額委讓ニ關スル件第五百六號、松尾孝之君

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ「〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
○胎中委員長 採擇ト決シマス
○胎中委員長 次ハ鑛業法中改正法律施行ニ關スル件第五百六號、松尾孝之君

○松尾委員 紹介者トシテ簡單ニ内容ヲ説明致シマス、内容ハ鑛山稅ノ半額ヲ地元ノ市町村ニ委譲シテ欲シトイ云フ要求デアリ

申述ベマシタ通リデアリマスルガ、要スルニ同地方ハ此牝馬ガ澤山アリマシテ、サウシテ種付所ト申シテ、牡馬ヲ置イテ居ル所

モ二十數箇所アルノデアリマス、併ナガラ此種馬所ト云フモノガ無イ爲ニ其統一ガ取

レヌノト、ソレカラ種馬ハ一頭ニ付テ一箇期シタイ意向デゴザイマス

○胎中委員長 速ニ施行サレタシ附記シテ、採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 ソレデハ採擇ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ川島裁判所事務復活ノ件、第四百二十六號、秋田清君

○岡田(伊)委員 本件モ矢張整理ニ掛テ、所謂開店休業ノ部分デアリマセウガ、此請願ノ趣旨ハ採擇シ、政府ノ都合ノ付キ次第、實施セラレンコトヲ望ンテ採擇シタイト思ヒマス
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 ソレデハ採擇ニ決シマス
○胎中委員長 次ハ六日町區裁判所事務復活ノ件、第五百五十三號、加藤知正君
○加藤知正君 六日町區裁判所ハ南魚沼、中魚沼ノ兩郡ニ亘リマシテ、此區域ハ略々百有餘方里ニ達シテ居ルト稱サレテ居ルノデアリマス、其人口十五万六千餘ヲ算シテ居リマシテ、廢止前ニ於ケル區裁判所事務ノ取扱件數ハ頗ル多數ニ上ツテ居タノデアリマスガ、ソレガ廢サレマシタ爲ニ、地方民ノ不便ハ實ニ尠カラザル次第デアリマスカラ、是非トモ此際一日モ速ニ復活致シマスルヤウニ御採擇アランコトヲ切ニ御願スル次第デアリマス
○岡田(伊)委員 前議會ニ於テ審議シテ、採擇ニナッテ居リマス前項ノ部分ト同様デアラウト思ヒマスカラ、採擇ニ願ヒマス
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 次ハ倉敷市ニ區裁判所設置ノ件第四百一十九號、星島二郎君
○岡田(伊)委員 本件モ前段ノ案ト同様デアリマス、直チニ採擇シタイト思ヒマス
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 ソレデハ採擇ニ決シマス
○胎中委員長 次ハ六日町區裁判所設置ノ件、第五百五十九號、山本市英君
○山本委員 關係八箇町村カラノ請願デアリマシテ、瀧川町ニ區裁判所ヲ設置シテ貰ヒタイ、斯ウ云フ要望デアリマス、是ハ地方ノ熱心ナル要望デアリマスカラ、ドウゾ御採擇アランコトヲ願ヒマス
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ト決シマス
○胎中委員長 中川村宇譽平ニ區裁判所出張所設置ノ件、第二百九十八號、東武君
○岡田(伊)委員 本件ハ前二回ニ亘テ審議採擇セラレタモノデアリマス、ドウカ採擇ニ願ヒマス
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ト決シマス
○胎中委員長 左様ニ決シマス
○胎中委員長 國民教育上勤勞主義鼓吹ニ關スル件、第四百十九號、田尻君
○田尻生五君 本請願ノ趣旨ハ書面ニ認メテアル通リデアリマシテ、此勤勞主義ヲ國定教科書中ニ具體化スル其方法ニ付テハ文部當局ニ一任スルコトト致シマシテ、此趣旨ニ依テ何卒御採擇アランコトヲ希望致シマス
○岡田(伊)委員 最モ結構ナル鼓吹デアル
ト思ヒマス、中村覺翁ト云フ御方ハドウ云
○岡田(伊)委員 採擇致シテ宜シトイト思ヒ

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	マス
○胎中委員長 左様ニ決シマス	
○胎中委員長 女良村ニ三等郵便局設置ノ件、第四百四號土倉宗明君	ス、是非此處へ無集配局ヲ置イテ戴キタイト云フ希望デアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス
○岡田(伊)委員 請願書ノ文書ヲ信用致シマシテ、直ニ採擇シタイト思ヒマス	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○胎中委員長 左様ニ決シマス	
○胎中委員長 東背振村ニ三等郵便局設置ノ件、第五百十一號——田中亮一君	ス、是集配局ニ出マスニ一里乃至二里アリマス、是非此處へ無集配局ヲ置イテ戴キタイト云フ希望デアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス
○胎中委員長 同一ノ趣旨デアリマスカ 〔「採擇」ト呼フ者アリ〕	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 左様ニ決シマス	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○胎中委員長 同一ノ趣旨デアリマスカ 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 左様ニ決シマス	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○胎中委員長 興北村ニ無集配郵便局設置ノ件、第三百二號——山下谷次君	ス、是集配局ニ出マスニ一里乃至二里アリマス、是非此處へ無集配局ヲ置イテ戴キタイト云フ希望デアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス
○胎中委員長 左様ニ決シマス	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 東背振村ニ三等郵便局設置ノ件、第五百十一號——田中亮一君	ス、是集配局ニ出マスニ一里乃至二里アリマス、是非此處へ無集配局ヲ置イテ戴キタイト云フ希望デアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス
○胎中委員長 同一ノ趣旨デアリマスカ 〔「採擇」ト呼フ者アリ〕	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 左様ニ決シマス	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○岡田(伊)委員 政府委員ガ出ラレマシタガ、特ニ御意見ガ加ハラナケレバ直ニ採擇シタイト思ヒマス 〔「贊成」ト呼フ者アリ〕	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 別ニ御意見ガナイヤウデアリマスカラ、採擇ニ御異議アリマセヌカ 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○胎中委員長 左様ニ決シマス	
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 左様ニ決シマス	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 左様ニ決シマス	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○胎中委員長 二ノ宮村ニ無集配郵便局設置ノ件、第三百五號——山下谷次君	ス、是集配局ニ出マスニ一里乃至二里アリマス、是非此處へ無集配局ヲ置イテ戴キタイト云フ希望デアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス
○胎中委員長 左様ニ決シマス	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 相生郵便局ニ集配事務開始ノ件、第三百三十二號——紅露君	ス、是集配局ニ出マスニ一里乃至二里アリマス、是非此處へ無集配局ヲ置イテ戴キタイト云フ希望デアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス
○胎中委員長 左様ニ決シマス	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 下條郵便局ニ集配事務開始ノ件、四百六號——武田徳三郎君	ス、是集配局ニ出マスニ一里乃至二里アリマス、是非此處へ無集配局ヲ置イテ戴キタイト云フ希望デアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス
○胎中委員長 左様ニ決シマス	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○胎中委員長 左様ニ決シマス	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○胎中委員長 石井郵便局ニ集配事務開始ノ件、五百九號——助川啓四郎君	ス、是集配局ニ出マスニ一里乃至二里アリマス、是非此處へ無集配局ヲ置イテ戴キタイト云フ希望デアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス
○胎中委員長 左様ニ決シマス	マシタガ、ズンノ進行シタウゴザイマスカ
○助川委員 請願ノ趣旨ハ文書表ニ書イテア 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	ラシテ、若シ何カ御意見ガ加ハルノデアッタラバ仰シヤツテ下サイ、左モナケレバ進行致シマスカラ……
○胎中委員長 採擇ト決シマス	
○胎中委員長 左様ニ決シマス	

ル通リデアリマス、御採擇ヲ願ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○胎中委員長 左様ニ決シマス

○胎中委員長 出產貯金法制定ニ關スル件、四百十七號——田尻君

○田尻生五君 本件請願ノ方ハ先ノ二件ノ請願者ト同一人デアリマシテ、本人ノ人物ニ付テハ先程御不審ガアツタヤウデアリマスガ、所謂憂國ノ士デアリマシテ、此國家社會ニ關スル三ツノ請願ヲスル爲ニ、態、手錢ヲ使テ九州カラ出テ參ッテ居ルノデアリマス、殊ニ本請願ハ先年來此請願委員會

德通シテ居ルト云フコトデアリマシテ、内容ニ付テハ更ニ大ニ吟味ヲスル必要ガアルト思ヒマスルガ、趣旨ニ基イテ何卒御審議ノ上御採擇アランコトヲ御願致シマス

○岡田(伊)委員 紹介議員ノ紹介ノ通り趣旨ヲ採擇シテ可ナリト思ヒマス
○胎中委員長 趣旨ヲ採擇スルニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
○胎中委員長 左様ニ決シマス

○胎中委員長 札幌市苗穂、苦小牧町沼ノ端間及沼ノ端、邊富内間ヲ國有鐵道ニ編入ノ件、三百四十六號

○松實喜代太君 是ハ私モ紹介者ノ一人デアリマスガ、札幌カラ苗穂ヲ經テ苦小牧町間ハ現在北海道鐵道ト云フ私設鐵道デアリ

マスガ、之ヲ國有鐵道ニシテ戴キタイト云

フ請願デアリマスガ、是ハ前内閣ノ時分ニ、新聞ニ依ルト、此一部分、即チ苗穂カラ沼ノ端ニ到ル間ダケヲ國有ニ買收スルト云フ

コトガ、鐵道ノ方デ計畫サレタト云フコトガ載テ居タノデアリマスガ、其時ノ新聞ニ依リマスルト、私設鐵道ノ會社ハ其交渉ニ

應ジナカタト云フヤウナコトモアル、是ハ其處デ打切ルト云フト、此會社ガ比較的

營業上不利益ナ方面ダケヲ殘サレルノデア

ルカラシテ、頗ル將來ニ於テ困難ヲ來スト

云フ意味ニ於テ交渉ガ出來ナカッタラウト

思ヒマスガ、此間ハ非常ニ將來ニ取テハ

有望ノ線路デアル、殊ニ苦小牧苗穂間ハ

シテ、非常ニ必要ナ線路デアリマス、ケレドモ、是ダケヲ特ニ抜イテシマッテ買收シヤウト云フコトハ困難デアルト思ヒマスガ、

此全線ヲ只今私ガ申シマシタ苗穂邊富内ニ

到ル此間全部ヲ買收スルト云フコトニ此請

願ハナシテ居ルノデアルガ、鐵道當局ノ方

ニ於テハ此事ニ付テドウ云フ御考ヲ持テ

居ラレルカ、一應其御意見ヲ伺ヒ、且ツ御採擇ヲ希望スル次第デアリマス

○板谷政府委員 本件ニ對シマシテハ只今松實紹介議員ヨリ御話ニナリマシタ通り

ニ、前内閣ノ當時ニ於キマシテハ沿ノ端苗穂間ハ買收スルコトニナツテ居タノデアリマス、是ハ即チ將來札幌至蘭間ヲ聯絡スル

關係ニ於キマシテ最モ必要デアル、斯ウ云フ意味ニ於テ出シタノデアリマスルガ、一面

沿ノ端金山間ハ省線ト直接ノ關係ガアリマスノデ、只今ノ所デハ全部ヲ買收スルト

云フコトニ付テハ考慮シテ居リマセヌ、併

ナガラ將來段々此方面ノ發達ニ伴ヒマシテ、財政ニ餘裕ヲ生ジマシタナラバ、或ハ

相當ニ考慮スル時期ガ來ルノデヤナイカト

云フ考ヲ持テ居ルノデアリマス

○武知委員 此鐵道ヲ國有鐵道ニ編入シテ

高ウテ經營ガ困難デアルト云フコトデアリマスガ、政府委員ニ御尋シタイノデスガ、

此鐵道ヲ買收シナケレバナラナイ程ニ國家的見地カラ言フテ必要ガアルカドウカ、

此點ヲ伺ヒタイ

リマス、併ナガラ今申上ゲマシタル通り、勿論財政ニ餘裕ヲ生ゼザル限リハ、サウ急ニ急イデ買フ必要ハマダ認メテ居リマセヌ

○岡田(伊)委員 是ハ採擇ハシ得ラル、案件デアラウト思ヒマスケレドモ、一言附シタイノデアリマス、鐵道省ノ御意向ハ左程急ヲ要セナイガ、餘裕ガ付クナラバ買收シタイノダト云フヤウニ承タノデアリマスルガ、固ヨリ鐵道省トシテハ左様ナ立前ニ

總テ見テ居ラレルカモ知ラヌガ、是ハ地方ノ住民ノ聲デアリマス、御承知ノ如ク運輸交通ノ不便ノ爲ニ鐵道ヲ敷設セラレルコトヲ住民ガ頗ル翹望致シテ居ルノデアリマシテ、是ハ私設ト雖モ鐵道ガ架タノデアルカラ住民ハ喜ンダ、併シ折角架タ鐵道ガ賃銀ニ於テ、運賃ニ於テ殆ド倍モスルヤウナ暴賃銀ヲ以テ、而モ其交通ノ統制ガ取レナイ、鐵道ノ沿線ニ居ル者ニ取テハ是ハ逆モ拓殖進展ノ用ヲ爲スニハ洵ニ不便ナノデアリマス、故ニ速ニ之ヲ國有鐵道ニシテ運輸交通ノ連繫ヲ良クシテ、サウシテ一般ノ國有運賃ノ恩典ニ浴セシメタイ、斯ウ云フノデアリマスカラ、最モ急イデ買收セラレシコトヲ望ンデ已マヌノデアリマス、ドウカ御採擇ヲ願フト共ニ政府當局——鐵道省

ニ於テモ速ニ買收ノ途ヲ講ゼラレンコトヲ

御願スルノデアリマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 次ハ木炭ノ鐵道運賃輕減ニ

關スル件、五百二號——中井川浩君

〔「採擇ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 貴生川加茂間鐵道速成ノ

件、七十八號——中野種一郎君

○中野種一郎君 本鐵道ハ既ニ著工中ノ線

デアリマスガ、當初貴生川加茂川兩驛ヨリ

著工サレル豫定デアリマシテ、貴生川ノ方

カラ既ニ工事ニ著手シ、信樂間ハ既ニ一部

開通サレルヤウナ運ビニ至テ居ルノデア

リマス、ドウカ加茂驛ノ方ヨリモ著工シ兩

端ヨリ工事ヲ進メテ戴キタイト云フノガ沿

道民ノ熱烈ナル希望デアリマス、左様ナ次

第デアリマスカラ是非御採擇ヲ願ヒマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 辨邊村定山溪間鐵道敷設ノ

件、三百四十三號——林路一君

○松實壹代太君 是ハ辨邊村定山溪間ノ鐵

道敷設ヲ御願シタインデアリマスガ、辨邊、

眞狩別、留壽都ノ三村カラ定山溪ト云フ札

幌ノ奥ノ方ニ非常ニ風景ノ好イ温泉ガアル、其處マデ鐵道ヲ延バシテ戴キタイト云

フノデアリマスガ、是ハ定山溪ト札幌トノ間ニ私設鐵道、今ハ電車ニナツテ居リマス

ガ、軌道ガアル、ソレニ結付ケテ戴キタイ

ト云フノデアリマス、是ハ將來定山溪軌道

ノ電車モ必ズ是ハ國デ買收ヲサレル線グラウ

トニナルト、札幌ヨリ中央ニ達スルノニハ

非常ニ短距離ニナル、サウシテ其地方ノ開

發モ促進スル譯デアリマスカラ、ドウゾ御

ト採擇ヲ願ヒマス

尙此場合鐵道省ノ方デ御分リニナレバ同

ヒタイノデスガ、是ハ數年前ニ實地踏査ヲ

爲サツタト云フコトヲ承テ居ルノデアリマ

ス、其結果ガドウ云フ風ニナツテ居リマセ

スカ、石狩ト膽振國境ナドハ餘程嶮岨ナ士

地デアツテ、非常ニ敷設費モ要スルト云フ

ヤウナコトニナツテ居リマセウカ、此場合共

點ヲ御伺シタイト思ヒマス

○板谷政府委員 本路線ニ對シテハ鐵道當局ニ於テモ其必要ヲ認メテ居リマス、從來

札幌カラ噴火灣ニ出マスニ付テハ伊達ガ宜シカ、或ハ虻田ガ宜シカ、辨邊ガ宜シイ

カト云フ比較調査ニ付テハ十分ニ調査ハ出

來テ居リマセヌ、併ナガラ今御話ノ如ク本

道ノ拓殖開發上札幌カラ噴火灣ニ通ズル線

路ヲ設ケルト云フコトハ最モ必要デアルト

御話ヲ聞イテ居リマスルガ、將來ニ於テ出

來ルダケ考究調査ヲ致ス考ヲ有テ居リマス

ス、尙ホ建設費ノ豫算ハ概略デアリマスケ

レドモ、四十四哩ノ區間ニ於テ約千百六十

五万圓斯ウ云フ豫算ニナツテ居リマス

ス、尙ホ建設費ノ豫算ハ概略デアリマスケ

デアリマスカラ、是非トモ之ヲ開設シテ戴キタイト云フコトハ、今マデ度々請願シテ

居リマス、何卒御採擇アランコトヲ希望致シマス

○板谷政府委員 此區間ハ今御話ノ如クニ

敷設法ニモ何等計上サレテ居リマセヌノ

デ、同地ハ相當ニ物資モ豊富デアルト云フ

御話ヲ聞イテ居リマスルガ、將來ニ於テ出

來ルダケ考究調査ヲ致ス考ヲ有テ居リマス

ス、尙ホ建設費ノ豫算ハ概略デアリマスケ

レドモ、四十四哩ノ區間ニ於テ約千百六十

五万圓斯ウ云フ豫算ニナツテ居リマス

○岡田(伊)委員 採擇ニ願ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマシタ

○胎中委員長 大川線速成ノ件、五百七

號——崎山武夫君

○崎山武夫君 此大川線ハ既ニ度々請願ヲ

致シ、又度々通過致シテ居ルモノデアリマスガ、一向其利キ目ガナイノデアリマシテ、甚ダ吾々沿道ノ村民ト致シマシテ、遺憾ニ

感ジテ居ル次第アリマスガ、申スマデモナク此鐵道ハ同地方開發ノ爲ニ必要ナル鐵

道デアルノデアリマス、殊ニ殘テ居ル所ガ一番重要ナル地點デアリマス、物資モ多イ

ラザル地點デアリマスカラ、ドウカ皆様方ノ御賛成ニ依リマシテ、是ガ通過ヲ圖ルト

共ニ、當局ノ一層ノ御考慮ヲ賜ハラムコトヲ御願ヒ致シテ置ク次第デゴザイマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 志布志古江間鐵道速成並延長ニ關スル件、第五百五十五號

○永田良吉君 半島ノ鐵道デゴザイマスル

ガ、五十六議會デ豫算ハ通過致シテ居ルノ

デアリマス、所ガ是ガ四年間延期ヲ喰タ

ノデアリマスガ、個人ノ罪デモ執行猶豫ガ

アルノニ、吾々地方ノ何十万ト云フ者ノ利

益ニナル問題ヲ、四箇年間モ延期スルノハ

亂暴極マルト思フノデアリマス、而モ此地

方ハ面積モ百十方里以上アリマシテ、丁度

香川縣ニ匹敵スルヤウナ大ナル面積デアリ

マス、人口モ近頃増加致シマシテ、二十万

以上ヲ突破シテ居リマス、又一面全國ニ百

二十二ノ選舉區ガアリマスガ、其選舉區中

國鐵ガ一線モナイ所ハ此處ダケデゴザイマ

ス、同ジャウニ稅金ヲ出シテ居シテモ、一ツ

モ恩惠ヲ蒙テ居ラヌ、新植民地ノ臺灣、或

ハ樺太方面ヨリモット酷イ待遇ヲ受ケテ居

リマス、是ハ皇祖發祥ノ地デアリマスカラ、

コンナ偏頗ナ待遇ヲ受ケルト云フコトハ、

如何ニモ遺憾ニ堪ヘマセヌ、一刻モ早ク此

線路ノ工事ニ著手シテ戴キタイト云フ請願

デアリマス、此線ハ一方カラ言フト甚ダ申

上ガ惡イノデアリマスケレドモ、非常ニ黨

弊ノ犠牲ニナッタ線路デアルノデアリマス、

即チ五十九議會ニ於キマシテ、昭和四年度マ

カラ工事ニ着手スペキモノガ昭和八年度マ

デ四箇年間ノ延期ヲ食タノデアリマス、是

ハ三浦君ガ油津線ノ方ニ引張、タノデアリ

マシテ、向ノ方モ三十哩、工費ガ九百七

十万圓デアリマス、私ノ方モ三十哩デ工費

ガ四百七十萬圓デアリマス、同ジ哩數デア

リマシテモ、向ノ方ガ工事費ガ高イ、第

一其工事ガ困難デ、物資モ少イノデアリマ

ス、所ガ吾々ノ地方ハ人口モ多ク工事モ容

易デアリ、其上國有林モ數万町歩アリ、又

近頃ハ飛行場ナドガ出來テ居リマスシ、ソ

レカラ鐘紡會社ノ二千町歩ノ大農場ガアル

ス、此事ハ去ル大正十三年及昭和五年ノ兩

度ニ瓦リマシテ、其筋ヘ請願致シテアリマ

スケレドモ、未ダ其實現ヲ見ルコトガ出来

ナイノデアリマス、併ナガラ御承知ノ如ク

度ニ上越線ハ南北兩線トモ連絡致シマシ

テ、交通ハ益、頻繁ヲ加ヘルト同時ニ、益

此中間驛ノ必要ヲ痛切ニ感ズル次第デゴザ

ス

マスカラ、何卒御採擇アランコトヲ希望致

シマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 志布志古江間鐵道速成並延

長ニ關スル件、第五百五十五號

チニ採擇致シタイト思ヒマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○加藤知正君 鹽澤ト石打トノ中間ニ大澤

驛ヲ設置シテ貰ヒタイト云フ請願デアリマ

置ノ件、第五百五十四號加藤知正君

○胎中委員長 石打村大澤ニ簡易停車場設

置ノ件、第五百五十四號加藤知正君

○加藤知正君 鹽澤ト石打トノ中間ニ大澤

驛ヲ設置シテ貰ヒタイト云フ請願デアリマ

ス、此事ハ去ル大正十三年及昭和五年ノ兩

度ニ瓦リマシテ、其筋ヘ請願致シテアリマ

スケレドモ、未ダ其實現ヲ見ルコトガ出来

ナイノデアリマス、併ナガラ御承知ノ如ク

度ニ上越線ハ南北兩線トモ連絡致シマシ

テ、交通ハ益、頻繁ヲ加ヘルト同時ニ、益

此中間驛ノ必要ヲ痛切ニ感ズル次第デゴザ

ス

マスカラ、何卒御採擇アランコトヲ希望致

シマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○胎中委員長 採擇ニ決シマス

○胎中委員長 志布志古江間鐵道速成並延

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 上松停車場ニ跨線橋設置ノ件、第三百十號

○岡田(伊)委員 本請願ノ趣意ハ文書表ニアリマスガ、此文書表ヲ見マスルト、至當ナル請願ノヤウニ思ヒマス、政府當局ニ別段御異議ガナケレバ採擇シタイト思ヒマス

○板谷政府委員 當局トシテモ其必要ヲ認メテ居ルノデアリマスケレドモ、他驛トノ振合上マダ何時架ケルト云フ程度ニハ達シテ居リマセヌ

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇シタイト思ヒマス

○胎中委員長 上松停車場ニ跨線橋設置ノ件、第三百十號

○胎中委員長 上松停車場ニ跨線橋設置ノ件、第三百十號

通上不便デアル、併ナガラ豫算ノ關係ガア

ルノデ新線ヲ出來ルダケ御希望ニ副フト云

自動車會社ヲシテ之ヲ請負ハシメルト云フ

考カラ只今調査中デアリマス、本件ニ對シ

マシテモ將來出來ルダケ調査ヲシテ見タイ

ト考ヘテ居リマス

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 倉敷茶屋町間ニ省營自動車運輸開始ノ件第四百二十八號

○板谷政府委員 本件ニ付テハ鐵道省ニ於テ既ニ調査ガ出來テ居ルノデアリマスルガ、豫算ノ關係ニ於キマシテマダ何時實施スルト云フ運ビニハナツテ居リマセヌ

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 次ハ自動車部分品及自動車内燃機關ニ對スル關稅引上反對ノ件、第三百四十九號

○金井正夫君 紹介ノ趣旨ヲ極ク簡單ニ申上ゲマス、自動車部分品及自動車内燃機關ニ對スル輸入關稅引上ノ議案ガ提出致サレ

テ居ルノデアリマスガ、若シ引上ガニナリ

マスルト云フト非常ニ自動車ノ價ガ騰貴致

スコトニナリマシテ、殊ニ金輸出禁止ノ結

果爲替相場ノ下落ノ爲ニ自動車ト云フモノ

ガ四割以上モ現在ニ於テ昂騰致シテ居ルト

マシテモ將來出來ルダケ調査ヲシテ見タイ

レニ尙ホ關稅ノ引上ゲト云フコトニナリマ

スト、自動車ノ價格ヲ非常ニ増加致スコト

ニナルノデアリマスカラ、若シ其爲ニ自動

車價格ガ昂騰致シマスルト云フト、自動車

ノ運賃モ亦騰貴シナケレバナラヌト云フ關

係ニナリマスシ、延イテ此民衆的交通機關

ノ發達ヲ阻害スルト云フコトニモナルノデ

テ既ニ調査ガ出來テ居ルノデアリマスルガ、豫算ノ關係ニ於キマシテマダ何時實施スルト云フ運ビニハナツテ居リマセヌ

○胎中委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 次ハ自動車部分品及自動車内燃機關ニ對スル關稅引上反對ノ件、第三百四十九號

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○胎中委員長 次ハ自動車部分品、其他自動車内燃機關ノ輸

入ヲサセテ貰ヒタイ、斯ウ云フ意味ニ於テ

アリマスカラ、其意味ニ於テ日本ノ内地ニ於

テ自動車部分品ト云フモノハマダ内地ノ

工業ニ於テハ左程發達致シテナイヤウデア

リマスルカラシテ、此點ハ少クトモヤハリ

マシタガ、此大隅半島ノ開發上自動車運輸網ガ少シモ出來テ居リマセヌカラ、彼ノ地方ニハ數万町歩ノ國有地モ澤山アリマスカラ、其開發上是非トモ自動車運輸ノ開始ヲシテ戴キタイト云フ請願デアリマス、何卒御採擇アランコトヲ希望致シマス

○板谷政府委員 鐵道當局ト致シマシテモ現在ノ鐵道線路ノミデアリマシテハ運輸交

○胎中委員長 採擇ト決シマス

○武知委員 大體御議了ニナツテカラデ宜シウゴザイマスガ、今日ノ日程ノ中ニ臺灣議會設置ニ關スル件ガアリマス、之ヲ一つ

後廻シニ願ヒマシテ、先程後廻シニナリマシタ中小農工商救濟ノ件、是モ後廻シニシテ、來ル十三日ノ請願委員會ニ御上程願ヒタ

イ、今日ハ定足數モ少々怪シイヤウデアリマスカラ……

○胎中委員長 他ノ部分ハ皆議了致シマシタ、先程ノ中小農工商救濟ノ件ハ政府委員ガ見エテ居リマセヌカラ審議ガ出來マセヌ、臺灣議會設置ノ件ハ今此處デ審查シタイト思ッタノデスガ、見渡ス所紹介議員ガ見エテ居リマセヌカラ、是亦延期スルコトニ致シマス、ノデスガ、長時間御草臥デアリマシタラウガ有難ウゴザイマシタ、尙ホ一寸申述ベタイノデアリマスガ、既ニ審査ヲ終タル請願ト同一趣旨ノ請願ニシテ、前請願ト同一ノ議決ヲ爲シタルモノト認メタルモノ、金鷗勳章年金令改正並殊勳者優遇ニ關スル件、第二百八十五號外四十九件ハ採擇、一時賜金廢兵ニ關シ恩給法一部改正ノ件、第二百九十一號外十件ハ採擇、鹿兒島高等農林學校演習林拂下ニ關スル件、第三百三十五號ハ採擇、農

家負債据置肥料資金、補助並満蒙移住補助ニ關スル件、第二百六十一號外百五十三件

ハ採擇、小學校教員俸給全額國庫支辨ニ關スル件、第三百一號ハ採擇、標津線鐵道促成ニ關スル件、第三百四十四號ハ採擇、田畠租撤廢ニ關スル件、第三百二十二號外六件ハ政府ニ参考送付、機船底曳網漁業全廢ニ關スル件、第三一二二號ハ政府ニ参考送付、以上報告ヲ致シテ置キマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時四十分散會
〔參照〕
既ニ審査ヲ終リタル請願ト同一趣旨ノ請願ニシテ前請願ト同一ノ議決ヲ爲シタルモノト認メタルモノ

一 金鶴勳章年金令改正並殊勳者優遇ニ關スル件(第一八五號乃至第一九〇號、第二九九號、第三〇〇號、第三二三號乃至第三一〇號、第三三四號、第三二二號乃至第三六號乃至第四六八號、第五〇五號、第五三三號乃至第五四九號、第五五一號)ハ採擇

二 一時賜金發兵ニ關シ恩給法一部改正ノ件(第二九一號、第二九三號、第三〇三號、第三三三號、第四〇一號、第四〇二號、第四〇八號、第四〇九號)

第五一〇號、第五一三號、第五五八號)
ハ採擇

三 鹿兒島高等農林學校演習林拂下ニ關スル件(第三三五號)ハ採擇

四 農家負債据置肥料資金補助並満蒙移住補助ニ關スル件(第二六一號乃至第一八四號第三五〇號乃至第四〇〇號、第四二〇號乃至第四二五號、第四三〇號乃至第四五〇號、第四六九號乃至第五〇〇號、第五一四號乃至第五三三號)ハ採擇

五 小學校教員俸給全額國庫支辨ニ關スル件(第三〇一號)ハ採擇

六 標津線鐵道速成ニ關スル件(第三四四號)ハ採擇

七 田畠租撤廢ニ關スル件(第三三二號、第三三三號、第三三六號乃至第三三一〇號)ハ政府ニ参考送付

八 機船底曳網漁業全廢ニ關スル件(第三一二二號)ハ政府ニ参考送付

衆議院請願委員會議錄第二回中正誤

頁段行誤正
九一 一二〇 法律ニ於テ 方法ニ於テ

昭和七年六月十一日印刷

昭和七年六月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局